

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年3月5日

【会社名】 株式会社ステムセル研究所

【英訳名】 StemCell Institute

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 崇文

【本店の所在の場所】 東京都港区新橋五丁目22番10号

【電話番号】 03 - 5408 - 5279

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 乃一 進介

【最寄りの連絡場所】 東京都港区新橋五丁目22番10号

【電話番号】 03 - 5408 - 5279

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 乃一 進介

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	439,895,400円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	1,157,662,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	251,086,000円

(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	256,200 (注) 2 .	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1 . 2020年3月5日開催の取締役会決議によっております。  
 2 . 発行数については、2020年3月19日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。  
 3 . 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【募集の方法】

2020年3月31日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は2020年3月19日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	256,200	439,895,400	238,061,040
計(総発行株式)	256,200	439,895,400	238,061,040

- (注) 1 . 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。  
 2 . 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。  
 3 . 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。  
 4 . 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、2020年3月5日開催の取締役会決議に基づき、2020年3月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。  
 5 . 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,020円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は517,524,000円となります。  
 6 . 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。  
 7 . 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

## 3 【募集の条件】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による募集】

該当事項はありません。

## 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位(株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 3 .	100	自 2020年4月1日(水) 至 2020年4月6日(月)	未定 (注) 4 .	2020年4月8日(水)

(注) 1 . 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、2020年3月19日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2020年3月31日に引受価額と同時に決定する予定であります。仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2020年3月19日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び2020年3月31日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、2020年3月5日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、2020年3月31日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。

4 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5 . 株式受渡期日は、2020年4月9日(木)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7 . 申込みに先立ち、2020年3月24日から2020年3月30日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8 . 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

## 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

## 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 新橋支店	東京都港区新橋2丁目12番11号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	256,200	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、2020年4月8日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計		256,200	

(注) 1. 引受株式数については、2020年3月19日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(2020年3月31日)に元引受契約を締結する予定であります。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
476,122,080	7,500,000	468,622,080

(注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,020円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額468,622千円については、全額を、神奈川県横浜市緑区に設置している細胞保管センターの拡充、及び顧客管理ITシステムの導入のための設備資金として充当する予定であり、具体的には以下のとおりであります。

## 細胞保管センターの拡充

現在、細胞保管センターのある神奈川県横浜市緑区の同施設内に、新たな細胞処理センターを設置し、検体の保管容量増強のための細胞保管センターの拡充に係る設備資金の一部として2021年3月期に350,000千円を充当する予定であります。

## 顧客管理ITシステムの導入

さい帯(へその緒)保管サービスの開始に向けて、機能拡充を含めた顧客管理ITシステムの導入のための設備資金の一部として、2021年3月期に118,622千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(注) 各設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照下さい。

## 第2 【売出要項】

### 1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

2020年3月31日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
普通株式	ブックビルディング方式	573,100	1,157,662,000	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号 株式会社トリムメディカルホールディングス 513,700株 東京都調布市 浅井 芳明 24,500株 福岡県福岡市中央区 久原 伊知郎 10,500株 東京都中野区 若松 茂美 10,400株 神奈川県横浜市港北区 西原 達郎 7,000株 兵庫県姫路市 藤井 良造 7,000株
計(総売出株式)		573,100	1,157,662,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,020円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 当社は、野村證券株式会社に対し、上記売出数のうち20,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。  
 なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。
7. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。  
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3.ロックアップについて」をご参照下さい。

## 2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 2020年 4月1日(水) 至 2020年 4月6日(月)	100	未定 (注)2.	引受人の本支店 及び営業所	東京都中央区日本橋一 丁目9番1号 野村證券株式会社  東京都千代田区丸の内 二丁目5番2号 三菱UFJモルガン・ スタンレー証券株式会 社  東京都千代田区丸の内 三丁目3番1号 S M B C 日興証券株式 会社  東京都中央区八丁堀四 丁目7番1号 東洋証券株式会社  東京都中央区日本橋茅 場町一丁目5番8号 いちよし証券株式会社  大阪府大阪市中央区本 町二丁目6番11号 エース証券株式会社  東京都港区六本木一丁 目6番1号 株式会社S B I証券	未定 (注)3.

(注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と  
同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、  
申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売  
出価格決定日(2020年3月31日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額  
は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

5. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取  
引業者に販売を委託する方針であります。

6. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構  
の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行う  
ことができます。

7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

8. 引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に  
従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホーム  
ページにおける表示等をご確認下さい。

## 3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び 氏名又は名称
	入札方式のうち入札 による売出し	入札方式のうち入札 によらない売出し		
普通株式	ブックビルディング 方式	124,300	251,086,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社 124,300株
計(総売出株式)		124,300	251,086,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。  
なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,020円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3.に記載した振替機関と同一であります。

## 4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

## (1) 【入札方式】

## 【入札による売出し】

該当事項はありません。

## 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

## (2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1 .	自 2020年 4月1日(水) 至 2020年 4月6日(月)	100	未定 (注) 1 .	野村証券株式会 社の本店及び全 国各支店	-	-

- (注) 1 . 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 . 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 3 . 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
- 4 . 野村証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7 . に記載した販売方針と同様であります。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1．東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、野村證券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

### 2．グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である株式会社トリムメディカルホールディングス(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、124,300株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエーション」という。)を、2020年5月1日行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、2020年4月9日から2020年4月28日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

### 3．ロックアップについて


本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である株式会社トリムメディカルホールディングス、売出人である若松茂美並びに当社株主である名古屋中小企業投資育成株式会社、森雅徳、SINO CELL TECHNOLOGIES, INC.、友清彰、野上大介、森崎弘司、浦野晃義、桑原淑子、鈴木一哉、深田良治、志村洪三、山田一功、久保さやか、瀬川裕史、松峯寿美、菅原新博、岸宏吏、土山覚史及び森一正は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の2020年7月7日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びグリーンシュエーションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2020年10月5日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

### 第3 【その他の記載事項】

新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

- (1) 表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- (2) 表紙の次に「1.企業理念」～「5.業績等の推移」をカラー印刷したものを記載いたします。

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。  
詳細は本文の該当ページをご参照ください。

## 1. 企業理念

### コーポレートスローガン

あたらしい命に、  
あたらしい医療の選択肢を。

**stemcell**  
INSTITUTE  
ステムセル研究所

うまれてくる命のために、そのご家族のために、  
わたしたちができること。  
それは、さい帯血をはじめ、  
一生に一度きりの  
命の財産をおあずかりすることです。  
  
このうまれたての可能性が、  
あたらしい医療の選択肢になる世の中へ。  
これが、わたしたちステムセル研究所の願いです。

### ミッション

さずかった希望を、  
たくされている。

なにより安全に、そして丁寧に。  
ご家族からたくされた想いを胸に、  
ちいさな命がさずかった、  
命の財産を大切におあずかりしつづけます。

### 行動規範

#### 1. 真摯に

お客様の気持ちに寄りそい、  
なにごとも誠意をもって向き合うことで、  
心を寄せられる存在でありつづけます。

#### 2. 柔軟に

時代の流れを的確にくみとり、  
新しく柔軟な発想で挑戦をつづけます。

#### 3. 風通しよく

正しく迅速に情報をお届けするとともに、  
社内の風通しを良くし、  
すこやかな企業でありつづけます。

## 2. 会社の経営の基本方針

当社は、コーポレートスローガンでもある、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」を実現するために、周産期の組織に由来する幹細胞を中心とした「細胞バンク事業」のノウハウの蓄積・技術開発・サービスの向上に努めて参ります。

そして、細胞バンクに保管されている細胞を用いて「新しい医療」を提供しようと日々努力を重ねられている医師や研究者の方々と協力し、これまで治療法のない病態に苦しむ患者さんに寄り添い、医療の発展に寄与する事を目標としております。また、当社事業にご協力頂いている医療機関やそのスタッフを含めた、社会全体に貢献することを経営の基本方針としております。

### 3. 事業の内容

#### (1) さい帯血バンクについて

当社は、民間さい帯血バンクとして1999年に設立され、「さい帯血」の分離・保管を行う「細胞バンク事業」を主な事業としております。

「さい帯血」は、お母さんと赤ちゃんをつないでいる、へその緒や胎盤の中に含まれている赤ちゃんの血液であります。さい帯血を保管する「さい帯血バンク」には、「公的さい帯血バンク」と「民間さい帯血バンク」があります。公的さい帯血バンクでは、造血幹細胞移植法に基づきお母さん達から「無償」でさい帯血の提供を受け、白血病等の病気で移植治療を必要とする患者さん（第三者）のために保管しております。2020年1月31日現在、厚生労働大臣の許可を受けた公的さい帯血バンクは全国に6カ所あります。

民間さい帯血バンクでは、「本人や家族」が、将来何らかの治療（主に脳性麻痺や自閉症等への再生医療）に使うことができるようになる可能性を想定し、「有償」で、さい帯血の保管を行っております。

#### (2) 当社の「細胞バンク事業」について

当社は、顧客（妊婦等）と「さい帯血分離保管委託契約」を締結した上で、国内さい帯血採取協力病院（大学病院、産科クリニック等）において採取されたさい帯血を回収し、自社の細胞処理センター（東京都港区）に搬入、さい帯血に含まれる幹細胞を分離・抽出・調製する作業を行った後、自社の細胞保管センター（神奈川県横浜市緑区）において、超低温下にて長期保管しております。「さい帯血分離保管委託契約」に基づき、顧客よりさい帯血にかかる分離料、検査料、登録料及び細胞保管料を収受し、将来の使用に備え、保管する事をビジネスモデルとしております。

さい帯血の採取にあたっては、お母さん、赤ちゃんともに侵襲性が低く、また、通常は出産後に医療廃棄物として廃棄されるものである事から、倫理的にも扱いやすい点がメリットとして上げられます。一方、お産の状況によっては採取が困難である事、また、その採取量は同一ではなく、場合によっては十分な量が採取出来ない事が、デメリットとして上げられます。なお、さい帯血採取により、当社の定めた規定値以上の量を有し、保管基準を満たした場合に、国内さい帯血採取協力病院へ、採取技術料をお支払いしております。

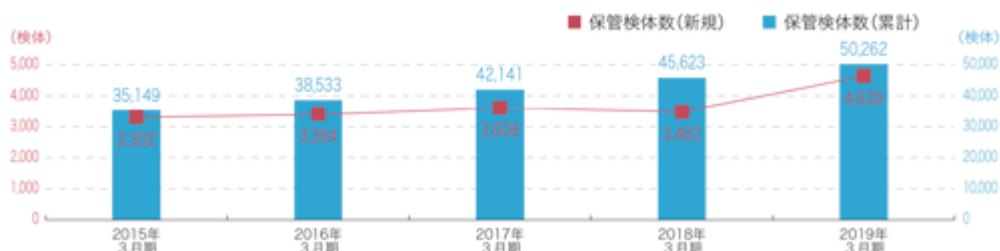
体内の幹細胞は、幼年期には多く存在しておりますが、年齢を経るに従い減少して行くといわれております。さい帯血には血液を造る「造血幹細胞」や、神経・軟骨・心筋細胞等さまざまな細胞に分化したり、各組織の修復に関与する「間葉系幹細胞」が含まれており、遺伝子を導入して作成するようなものではなく、もともと自分の身体の中にある細胞（体性幹細胞）であるため、がん化のリスクも少なく、比較的安全に使用出来ることから、現在十分な治療法のない小児の中枢神経系疾患（低酸素性虚血性脳症：発症率1～3/1,000人：注1、脳性麻痺：同2～3/1,000人：注2）や自閉症スペクトラム障害（同1～2/100人：注3）等に対する「再生医療・細胞治療」として、臨床研究が進められております。

さい帯血は、血液疾患等の治療においては、「造血幹細胞移植法」、また、再生医療目的で使用する場合は、「再生医療等安全性確保法」に基づき、適正に使用される必要があります。これらの法律は専門的なものであることから、当社では、治療、検査目的等で当社において保管している細胞（さい帯血）の出庫が必要な場合は、外部有識者を含む専門の委員で組織している、社内倫理委員会において、審議を行いその妥当性を評価の上で実施しております。また、当社はさい帯血保管の品質向上を目的に、2011年よりISO9001の運用を開始しておりますが、グローバル基準への適合を目的に、2019年7月にさい帯血保管に関する国際基準AABB（注4）の認証を取得しております。なお、臨床研究実施機関への細胞輸送においても、AABBの品質管理基準を満たした輸送管理体制に基づき、実施しております。

当社は、2016年2月に再生医療等安全性確保法に基づき、特定細胞加工物製造許可を取得し、同法に基づく細胞提供の体制を整えております。

- (注1) 「新生児低酸素性虚血性脳症で出生した重症仮死児への自己臍帯血幹細胞治療の研究」(新宅治夫)より。  
(注2) 公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度運営委員会の「平成25年産科医療補償制度 医学的調査専門委員会報告書」より。  
(注3) 厚生労働省の「e-ヘルスネット」(2019年11月末時点)より。  
(注4) American Association of Blood Banksとは、輸血、細胞治療分野で、提供者及び患者の安全を守るため設立された国際非営利団体。全世界50カ国に認証施設があり、輸血等に関連する安全性の基準、認証の付与、認証調査、教育プログラムを実施しています。

#### (3) 当社における保管（売上）検体数（注）



(注) 「臍帯血取扱事業の届出」を行っている民間さい帯血バンクは2019年3月31日現在、当社を含めて2社であり、当該2社のさい帯血保管総数は51,127件、当社の保管総数は50,406件（厚生労働省健康局「臍帯血の引渡し実績等に関する報告」より。）となっております。上表に記載の検体数は、厚生労働省への「臍帯血取扱事業の届出」記載の検体数より、売上に計上していない無料保管分を除いた検体数となっております。

#### (4) さい帯血を用いた国内の臨床研究の状況

さい帯血の臨床研究が進展していくことは、将来さい帯血がより広く利用できることを期待して保管されている当社顧客にとっても有益な情報であり、その動向は当社の業績に影響を与えるものであるとの観点から臨床研究の状況について記載します。

2017年1月に高知大学医学部附属病院で開始された「自家臍帯血を用いた小児脳性麻痺などの脳障害に対する臨床研究(第Ⅰ相)」では、当社の保管細胞が用いられ、2018年4月に予定投与数(6例目の最終投与)を終え、最終投与から約3年かけて患者の経過観察等を行ったうえで、安全性に係る評価が行われる見込みであります。

また、AMED(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)の支援を受けながら、大阪市立大学医学部を中心としたグループが進めている、「低酸素性虚血性脳症(HIE)に対する自己臍帯血幹細胞治療」は、既に第Ⅰ相臨床研究(6例)が終了し、第Ⅱ相臨床研究が2019年12月に開始されております。

<日本で実施されている臨床研究(当社が細胞の処理・提供を行っているもの)>

対象疾患	実施施設	フェーズ	症例数 <sup>(注1)</sup>	ステータス
脳性麻痺等	高知大学医学部附属病院	I <sup>(注2)</sup>	6例	被験者募集終了
低酸素性 虚血性脳症	大阪市立大学 医学部附属病院他	I <sup>(注3)</sup>	6例	被験者募集終了
		II <sup>(注4)</sup>	15例	被験者募集開始前

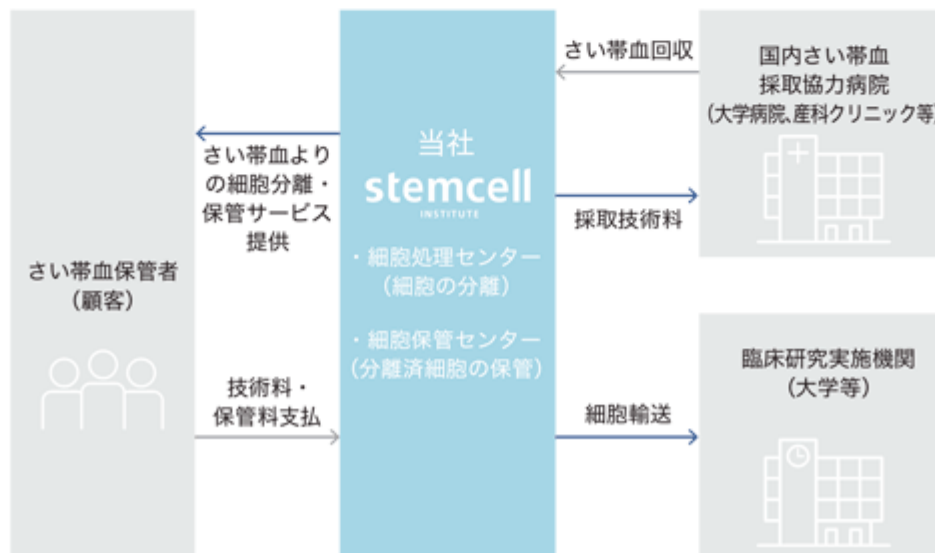
(注1) 症例数は変更される可能性があります。また、各臨床研究は研究者の方針、診療結果により、延期・中止となる可能性があります。

(注2) 第Ⅰ相試験では、少数の被験者が参加し、安全性についての評価が行われております。

(注3) 第Ⅰ相試験では、少数の被験者が参加し、安全性についての評価が行われております。

(注4) 第Ⅱ相試験では、臨床探索的研究として実施される見込みで、さい帯血の処理及び供給体制などを検討し、安全性・有効性と実施可能性を検証することを目的として行われる予定であります。

#### [事業系統図]



## (5) 細胞処理センターについて

再生医療等安全性確保法に基づき、厚生労働省（関東信越厚生局）より特定細胞加工物製造許可を受けた施設（東京都港区）で、さい帯血に含まれる幹細胞の分離・抽出・調製を行っております。またISO9001とAABBの認証を取得し、運営を行っております。



グローバル基準への適合を目的にさい帯血保管に関する国際基準AABBの認証を取得



さい帯血保管の品質向上を目的にISO9001を運用



幹細胞の分離作業



特定細胞加工物製造許可を取得



幹細胞の品質管理



幹細胞の調製

## (6) 細胞保管センターについて

新耐震基準に基づいた設計で耐震性を有している細胞保管施設です。細胞処理センターで分離・抽出・調製した幹細胞は、同施設内にある液体窒素タンクで保管し、その後、細胞保管センターに移送し長期保管用の大型の超低温液体窒素タンクで保管しております。



細胞保管センター内部



細胞の凍結作業



超低温液体窒素タンク



冷却用液体窒素の供給状態を確認

#### 4. 経営環境と中長期的な会社の経営戦略

近年の再生医療分野の発展は目覚しく、さい帯血についても米国を中心に臨床研究が進展しております。米国デューク大学においては、脳神経疾患に対するさい帯血投与の第Ⅱ相臨床研究が終了し、現在ではFDA（米国食品医薬品局）承認のもと、「拡大アクセス制度」<sup>(注)</sup>がスタートし、より多くの患者さんが治療を受けられております。日本国内でも、2014年に再生医療等安全性確保法が施行され、当社のような事業会社が臨床研究に参加する仕組みが整えられた事から、さい帯血等を利用した臨床研究が開始され、さい帯血等の体性幹細胞の医療応用のニーズは高まってきていると当社は考えております。

当社の中長期的な経営戦略は下記の3点であります。

- 1 「さい帯（へその緒）」等を含めた、出産に由来する組織由来の細胞（周産期組織由来細胞）の採取、保管に向けて、医療機関・研究機関と協力しながら事業の拡大を図って参ります。
- 2 さい帯血を使用して、中枢神経系疾患（低酸素性虚血性脳症、脳性麻痺、自閉症スペクトラム障害等）に対する再生医療・細胞治療に取り組む医療機関に対して、臨床研究がスムーズに進展するようご支援することで、当社の細胞バンク事業の利用者拡大に繋げて参ります。
- 3 アジアを中心とした、まだ細胞バンク事業が発達していない国々への事業展開を企図して、市場調査や現地の医療機関等との提携などを進めて参ります。



(注) デューク大学で行われている「拡大アクセス制度」では、さい帯血を用いた臨床試験の選定基準に満たないお子さんに、所定の手続きを経て自家（お子さん自身）あるいは他家（ごきょうだい）のさい帯血投与の機会を提供しております。本書提出日現在、26歳未満の、脳性麻痺、低酸素性脳症、脳卒中、水頭症、言語失行症、自閉症スペクトラム、その他の脳障害を持つお子さんが対象となります。

## 5. 業績等の推移

## 主要な経営指標等の推移

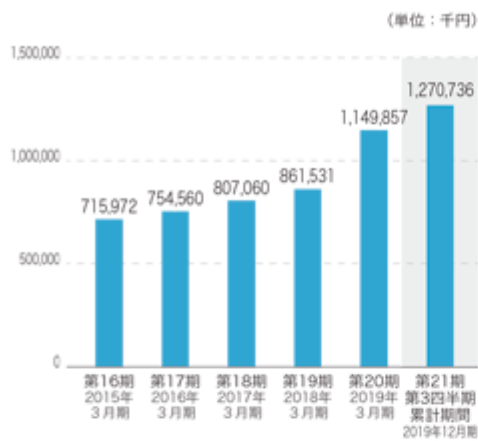
回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期 第3四半期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月
売上高 (千円)	715,972	754,560	807,060	861,531	1,149,857	1,270,736
経常利益 (千円)	183,967	187,325	161,845	111,203	216,252	319,178
当期(四半期)純利益 (千円)	114,734	119,329	107,840	69,548	142,835	214,403
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	374,820	374,820	374,820	374,820	374,820	374,820
発行済株式総数 (株)	6,953	6,953	6,953	6,953	6,953	4,867,100
純資産額 (千円)	542,798	662,128	769,968	839,517	982,352	1,196,756
総資産額 (千円)	1,700,374	1,845,389	2,080,044	2,348,613	2,813,411	3,377,766
1株当たり純資産額 (円)	78,066.80	95,229.13	110,739.10	172.49	201.84	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	16,501.45	17,162.33	15,509.97	14.29	29.35	44.05
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	31.92	35.88	37.02	35.75	34.92	35.43
自己資本利益率 (%)	23.64	19.81	15.06	8.64	15.68	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	320,573	390,933	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△116,500	△184,363	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	—	—	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高(千円)	—	—	—	1,507,327	1,713,897	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	35 (12)	41 (15)	40 (18)	49 (27)	59 (34)	— (—)

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 2019年12月10日開催の取締役会決議により、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っており、発行済株式総数は4,867,100株となっております。
5. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、第16期、第17期及び第18期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第19期、第20期及び第21期第3四半期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 当社株式は非上場であるため株価収益率は記載しておりません。
8. 当社は、第19期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第16期から第18期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、年間の平均人員を( )にて外数で記載しております。
10. 第19期及び第20期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人により監査を受けております。また、第21期第3四半期の四半期財務諸表については、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任 株式会社監査法人の四半期レビューを受けております。なお、第16期、第17期及び第18期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任 株式会社監査法人の監査を受けておりません。
11. 第21期第3四半期における売上高、経常利益、四半期純利益及び1株当たり四半期純利益については、第21期第3四半期累計期間の数値を、資本金、発行済株式総数、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第21期第3四半期会計期間末の数値を記載しております。
12. 2019年12月10日開催の取締役会決議により、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益を算定しております。
13. 当社は、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東京証券取引所第133号)に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第16期、第17期及び第18期の数値(1株当たり配当額につきましてはすべての数値)につきましては、有限責任 株式会社監査法人の監査を受けておりません。

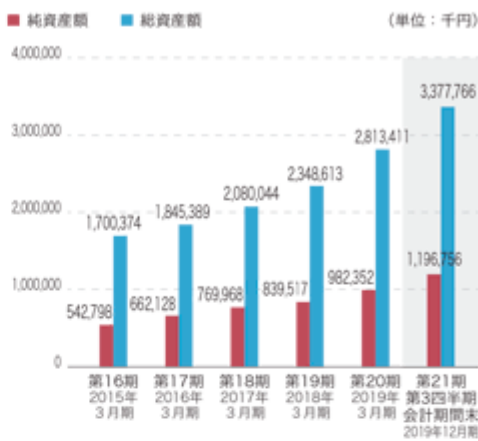
回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期 第3四半期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2019年12月
1株当たり純資産額 (円)	111.52	136.04	158.20	172.49	201.84	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	23.57	24.52	22.16	14.29	29.35	44.05
潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)



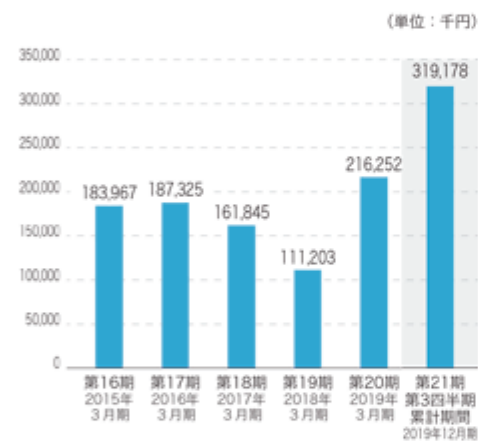
## 売上高



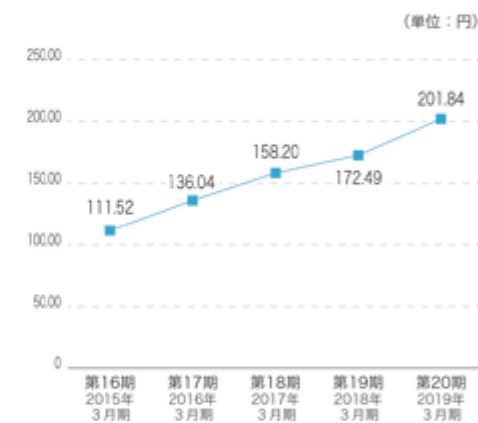
## 純資産額／総資産額



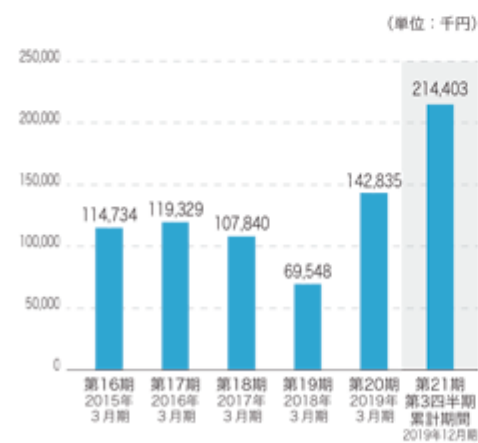
## 経常利益



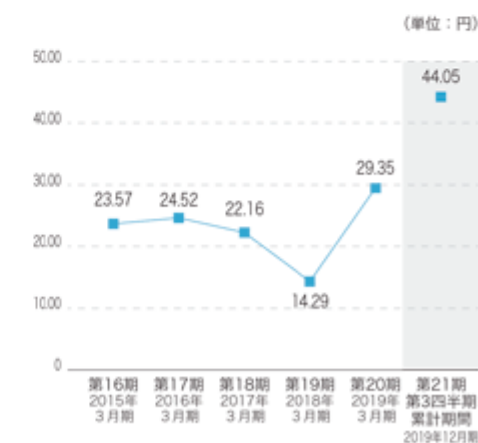
## 1株当たり純資産額



## 当期（四半期）純利益



## 1株当たり当期（四半期）純利益



(注) 当社は、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期（四半期）純利益」の各グラフでは、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の数値を表記しております。

## 第二部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (千円)	715,972	754,560	807,060	861,531	1,149,857
経常利益 (千円)	183,967	187,325	161,845	111,203	216,252
当期純利益 (千円)	114,734	119,329	107,840	69,548	142,835
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)					
資本金 (千円)	374,820	374,820	374,820	374,820	374,820
発行済株式総数 (株)	6,953	6,953	6,953	6,953	6,953
純資産額 (千円)	542,798	662,128	769,968	839,517	982,352
総資産額 (千円)	1,700,374	1,845,389	2,080,044	2,348,613	2,813,411
1株当たり純資産額 (円)	78,066.80	95,229.13	110,739.10	172.49	201.84
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )
1株当たり当期純利益 (円)	16,501.45	17,162.33	15,509.97	14.29	29.35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)					
自己資本比率 (%)	31.92	35.88	37.02	35.75	34.92
自己資本利益率 (%)	23.64	19.81	15.06	8.64	15.68
株価収益率 (倍)					
配当性向 (%)					
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)				320,573	390,933
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)				116,500	184,363
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)					
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)				1,507,327	1,713,897
従業員数 〔外、平均臨時雇用者数〕 (名)	35 〔12〕	41 〔15〕	40 〔18〕	49 〔27〕	59 〔34〕

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 2019年12月10日開催の取締役会決議により、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っており、発行済株式総数は4,867,100株となっております。
5. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、それぞれ記載しておりません。
6. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第16期、第17期及び第18期は新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。また、第19期及び第20期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。
7. 当社株式は非上場であるため株価収益率は記載しておりません。
8. 当社は、第19期よりキャッシュ・フロー計算書を作成しておりますので、第16期から第18期までのキャッシュ・フロー計算書に係る各項目については、記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を〔 〕にて外数で記載しております。
10. 第19期及び第20期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。なお、第16期、第17期及び第18期の財務諸表については、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。
11. 2019年12月10日開催の取締役会決議により、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
12. 当社は、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（の部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
- なお、第16期、第17期及び第18期の数値（1株当たり配当額につきましてはすべての数値）につきましては、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
1株当たり純資産額 (円)	111.52	136.04	158.20	172.49	201.84
1株当たり当期純利益 (円)	23.57	24.52	22.16	14.29	29.35
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)					
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	( )	( )	( )	( )	( )

## 2 【沿革】

年月	概要
1999年 8月	「さい帯血」（注1）の分離・保管を行う細胞バンクを目的として、東京都港区に株式会社ステムセル研究所設立
1999年 9月	当社初のさい帯血を保管
2002年 1月	大阪府吹田市に近畿地区の拠点として大阪オフィスを開設
2002年11月	福岡県大野城市に九州地区の拠点として福岡オフィスを開設
2003年 6月	愛知県名古屋市中区に東海地区の拠点として名古屋オフィスを開設
2004年 5月	検体数の増加に伴い本社ならびに細胞処理センターを現在の本社所在地（東京都港区）に移転
2007年 5月	保管能力の増強を目的に細胞保管センターを神奈川県横浜市緑区へ移設
2008年 3月	兵庫県神戸市中央区において当社保管のさい帯血が、白血病の移植治療に利用される
2009年 4月	米国デューク大学で当社保管のさい帯血が脳神経疾患への再生医療に利用される
2011年 4月	東京都港区の細胞処理センターにて、ISO9001を取得（注2）
2013年 9月	株式会社日本トリム（東証一部）が当社株式の50.1%を取得
2016年 2月	東京都港区の細胞処理センターにて「再生医療等安全性確保法」に基く、特定細胞加工物製造許可を取得
2016年 7月	品質管理向上のため、アメリカさい帯血協会（CBA）に加盟
2017年 4月	高知大学医学部附属病院が実施する「小児脳性麻痺等に対する再生医療提供計画」において、特定細胞加工物製造委託契約を締結
2017年 9月	厚生労働省健康局へ「臍帯血取扱事業の届出」を提出
2018年 9月	東京大学医科学研究所と「臍帯の臨床応用に向けた技術開発と保管体制構築」に関する共同研究を開始
2019年 7月	American Association of Blood Banks（AABB）認証取得（注3）
2019年12月	東京都港区に管理本部及び総合企画本部の拠点として虎ノ門オフィスを開設

（注1）「さい帯血」は、お母さんと赤ちゃんをつないでいる、へその緒や胎盤の中に含まれている赤ちゃんの血液です。さい帯血には血液を造る「造血幹細胞」や、神経・軟骨・心筋細胞等さまざまな細胞に分化したり、各組織の修復に関与する「間葉系幹細胞」が含まれており、再生医療・細胞治療として、臨床研究が進められています。

（注2）ISO9001とは、製品の品質保証と顧客満足及び組織の管理・改善まで踏み込んだ品質マネジメントシステムの国際規格であります。

（注3）American Association of Blood Banksとは、輸血、細胞治療分野で、提供者及び患者の安全を守るため設立された国際非営利団体。全世界50カ国に認証施設があり、輸血等に関連する安全性の基準、認証の付与、認証調査、教育プログラムを実施しています。

### 3 【事業の内容】

当社は、民間さい帯血バンクとして1999年に設立され、「さい帯血」の分離・保管を行う「細胞バンク事業」を主な事業としております。なお、当社は「細胞バンク事業」の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載を行っていません。

#### (1)さい帯血バンクについて

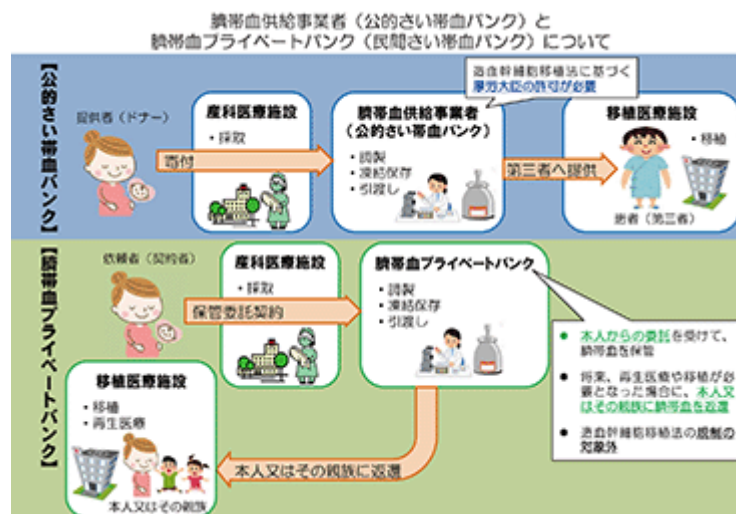
「さい帯血」は、お母さんと赤ちゃんをつないでいる、へその緒や胎盤の中に含まれている赤ちゃんの血液であります。さい帯血を保管する「さい帯血バンク」には、「公的さい帯血バンク」と「民間さい帯血バンク」があります。公的さい帯血バンクでは、造血幹細胞移植法に基づきお母さん達から「無償」でさい帯血の提供を受け、白血病等の病気で移植治療を必要とする患者さん（第三者）のために保管しております。2020年1月31日現在、厚生労働大臣の許可を受けた公的さい帯血バンクは全国に6カ所あります。

民間さい帯血バンクでは、「本人や家族」が、将来何らかの治療（主に脳性麻痺や自閉症等への再生医療）に使うことができるようになる可能性を想定し、「有償」で、さい帯血の保管を行っております。

民間さい帯血バンクは、公的さい帯血バンクと違い許可制ではありませんが、厚生労働省（健康局）へ「臍帯血取扱事業の届出」の提出を要請されており、同届出を行っている民間さい帯血バンクは2019年3月31日現在、当社を含めて2社であり、当該2社のさい帯血保管総数は51,127件、当社の保管総数は50,406件（厚生労働省健康局「臍帯血の引渡し実績等に関する報告」より。）となっております。

2020年1月31日現在、日本国内において、自己にさい帯血を投与（使用）するためには、対象疾患毎に、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（以下、「再生医療等安全性確保法」という）に基づき、「第2種再生医療等（体性幹細胞など中リスクのもの）」として、臨床研究提供計画を「特定認定再生医療等委員会」（注1）に提出し、審査を受け、承認された後、厚生労働大臣へ同提供計画を提出の上、実施する必要があり、一般のクリニック等で自由に投与する事は認められておりません。

また、2020年1月31日現在、当社における顧客への再生医療等での利用目的（臨床研究における投与も含む）の引渡件数は16件、研究（モデルマウス等での治療効果の検討）目的の引き渡し件数は74件となっております。



（出典：厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/ishoku/saitaiketsu.html)））

## (2) 当社の「細胞バンク事業」について

当社は、顧客（妊婦等）と「さい帯血分離保管委託契約」を締結した上で、国内さい帯血採取協力病院（大学病院、産科クリニック等）において採取されたさい帯血を回収し、自社の細胞処理センター（東京都港区）に搬入、さい帯血に含まれる幹細胞を分離・抽出・調製する作業を行った後、自社の細胞保管センター（神奈川県横浜市緑区）において、超低温下にて長期保管しております。「さい帯血分離保管委託契約」に基づき、顧客よりさい帯血にかかる分離料、検査料、登録料及び細胞保管料を収受し、将来の使用に備え、保管する事をビジネスモデルとしております。

さい帯血はその採取にあたっては、お母さん、赤ちゃんともに侵襲性が低く、また、通常は出産後に医療廃棄物として廃棄されるものである事から、倫理的にも扱いやすい点がメリットとして上げられます。一方、お産の状況によっては採取が困難である事、また、その採取量は同一ではなく、場合によっては十分な量が採取出来ない事が、デメリットとして上げられます。なお、さい帯血採取により、当社の定めた規定値以上の量を有し、保管基準を満たした場合に、国内さい帯血採取協力病院へ、採取技術料をお支払いしております。

体内の幹細胞は、幼児期には多く存在しておりますが、年齢を経るに従い減少して行くといわれております。さい帯血には血液を造る「造血幹細胞」や、神経・軟骨・心筋細胞等さまざまな細胞に分化したり、各組織の修復に関与する「間葉系幹細胞」が含まれており、遺伝子を導入して作成するようなものではなく、もともと自分の身体の中にある細胞（体性幹細胞）であるため、がん化のリスクも少なく、比較的 safely 使用出来ることから、現在十分な治療法のない小児の中枢神経系疾患（低酸素性虚血性脳症：発症率1～3/1,000人：注2、脳性麻痺：同2～3/1,000人：注3）や自閉症スペクトラム障害（同1～2/100人：注4）等に対する「再生医療・細胞治療」として、臨床研究が進められております。

さい帯血は、血液疾患等の治療においては、「造血幹細胞移植法」、また、再生医療目的で使用する場合は、「再生医療等安全性確保法」に基づき、適正に使用される必要があります。これらの法律は専門的なものであることから、当社では、治療、検査目的等で当社において保管している細胞（さい帯血）の出庫が必要な場合は、外部有識者を含む専門の委員で組織している、社内倫理委員会において、審議を行いその妥当性を評価の上で実施しております。また、当社はさい帯血保管の品質向上を目的に、2011年よりISO9001の運用を開始しておりますが、グローバル基準への適合を目的に、2019年7月にさい帯血保管に関する国際基準AABBの認証を取得しております。なお、臨床研究実施機関への細胞輸送においても、AABBの品質管理基準を満たした輸送管理体制に基づき、実施しております。

当社は、2016年2月に再生医療等安全性確保法に基づき、特定細胞加工物製造許可を取得し、同法に基づく細胞提供の体制を整えております。

## (ご参考) 当社における保管（売上）検体数

期別	保管検体数（新規）	保管検体数（累計）
2015年3月期	3,302 検体	35,149 検体
2016年3月期	3,384 検体	38,533 検体
2017年3月期	3,608 検体	42,141 検体
2018年3月期	3,482 検体	45,623 検体
2019年3月期	4,639 検体	50,262 検体

上表に記載の検体数は、厚生労働省への「臍帯血取扱事業の届出」記載の検体数より、売上に計上していない無料保管分を除いた検体数となっております。

## (3) さい帯血を用いた国内の臨床研究の状況

さい帯血の臨床研究が進展していくことは、将来さい帯血がより広く利用できることを期待して保管されている当社顧客にとっても有益な情報であり、その動向は当社の業績に影響を与えるものであるとの観点から臨床研究の状況について記載します。

2017年1月に高知大学医学部附属病院で開始された「自家臍帯血を用いた小児脳性麻痺などの脳障害に対する臨床研究（第相）」では、当社の保管細胞が用いられ、2018年4月に予定投与数（6例目の最終投与）を終え、最終投与から約3年かけて患者の経過観察等を行ったうえで、安全性に係る評価が行われる見込みであります。

また、AMED（国立研究開発法人日本医療研究開発機構）の支援を受けながら、大阪市立大学医学部を中心

としたグループが進めている、「低酸素性虚血性脳症（HIE）に対する自己臍帯血幹細胞治療」は、既に第相臨床研究（6例）が終了し、第 相臨床研究が2019年12月に開始されております。

<日本で実施されている臨床研究（当社が細胞の処理・提供を行っているもの）>

対象疾患	実施施設	フェーズ	症例数	ステータス
脳性麻痺等	高知大学医学部附属病院	（注5）	6例	被験者募集終了
低酸素性虚血性脳症	大阪市立大学医学部附属病院他	（注6）	6例	被験者募集終了
		（注7）	15例	被験者募集開始前

症例数は変更される可能性があります。また、各臨床研究は研究者の方針、診療結果により、延期・中止となる可能性があります。

#### (4)細胞処理センターについて

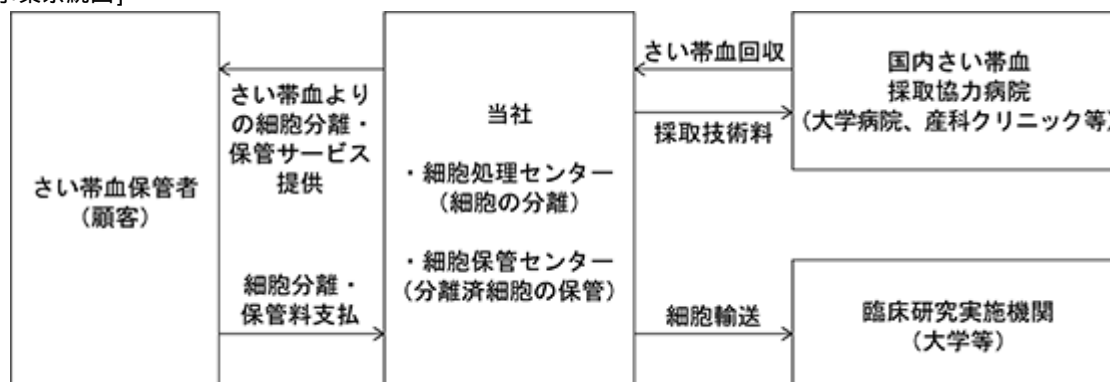
再生医療等安全性確保法に基づき、厚生労働省（関東信越厚生局）より特定細胞加工物製造許可を受けた施設（東京都港区）で、さい帯血に含まれる幹細胞の分離・抽出・調製を行っております。またISO9001とAABBの認証を取得し、運営を行っております。

#### (5)細胞保管センターについて

新耐震基準に基づいた設計で耐震性を有している細胞保管施設です。細胞処理センターで分離・抽出・調製した幹細胞は、同施設内にある液体窒素タンクで保管し、その後、細胞保管センターに移送し長期保管用の大型の超低温液体窒素タンクで保管しております。

- （注1）再生医療等技術や法律の専門家の有識者からなる合議制の委員会で、特に高度な審査能力、第三者性を有するもので、一定の手続きにより厚生労働大臣の認定を受けたものをいいます。
- （注2）「新生児低酸素性虚血性脳症で出生した重症仮死児への自己臍帯血幹細胞治療の研究」（新宅治夫）より。
- （注3）公益財団法人日本医療機能評価機構 産科医療補償制度運営委員会の「平成25年 産科医療補償制度 医学的調査専門委員会報告書」より。
- （注4）厚生労働省の「e-ヘルスネット」（2019年11月末時点）より。
- （注5）第 相試験では、少数の被験者が参加し、安全性についての評価が行われております。
- （注6）第 相試験では、少数の被験者が参加し、安全性についての評価が行われております。
- （注7）第 相試験では、臨床探索的研究として実施される見込みで、さい帯血の処理及び供給体制などを検討し、有効性と実施可能性を検証することを目的として行われる予定であります。

[事業系統図]



また、当社は細胞バンク事業の単一セグメントであります。売上高は「技術料」、「保管料」、「その他」の3つから構成されております。

#### 技術料

細胞分離の際に必要な分離料、検査料及び登録料を技術料として分類しております。

#### 保管料

細胞保管料を保管料として分類しております。保管料は年間の保管料を毎期収益として計上しております。

#### その他

主に契約更新時の更新手数料の他、分割払い手数料相当額をその他として分類しております。

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業	議決権の 所有割合 (%) (注)2	関係内容
(親会社) 株)日本トリム (注)1	大阪府大阪 市北区	992	電解水素水整水器等を中心とした健康機器販売及びそれに関連する附属品等の販売	被所有 89.5 (89.5)	株)トリムメディカルホールディングスの株式(100%)を保有
(親会社) 株)トリムメディカルホールディングス	大阪府大阪 市北区	10	事業持株会社	被所有 89.5	当社の大株主

(注)1. 有価証券報告書の提出会社であります。

2. 議決権の所有割合の( )は間接被所有で内数であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 提出会社の状況

2020年1月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
82 (59)	35.8	3.7	4,173

(注)1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社は細胞バンク事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

4. 最近1年間において従業員数が22名、臨時雇用者数が25名それぞれ増加したのは、主として事業拡大に伴う新規採用によるものであります。

### (2) 労働組合の状況

当社には労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は良好に推移しております。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社は、コーポレートスローガンでもある、「あたらしい命に、あたらしい医療の選択肢を。」を実現するために、周産期の組織に由来する幹細胞を中心とした「細胞バンク事業」のノウハウの蓄積・技術開発・サービスの向上に努めて参ります。

そして、細胞バンクに保管されている細胞を用いて「新しい医療」を提供しようと日々努力を重ねられている医師や研究者の方々と協力し、これまで治療法のない病態に苦しむ患者さんに寄り添い、医療の発展に寄与する事を目標としております。また、当社事業にご協力頂いている医療機関やそのスタッフを含めた、社会全体に貢献することを経営の基本方針としております。

#### コーポレートスローガン

あたらしい命に、  
あたらしい医療の選択肢を。

**stemcell**  
INSTITUTE  
ステムセル研究所

うまれてくる命のために、そのご家族のために、  
わたしたちができること。  
それは、さい帯血をはじめ、  
一生に一度きりの  
命の財産をおあずかりすることです。

このうまれたての可能性が、  
あたらしい医療の選択肢になる世の中へ。  
これが、わたしたちステムセル研究所の願いです。

#### ミッション

さずかった希望を、  
たくされている。

なにより安全に、そして丁寧に。  
ご家族からたくされた想いを胸に、  
ちいさな命がさずかった、  
命の財産を大切にしておあずかりしつづけます。

#### 行動規範

### 1. 真摯に

お客様の気持ちに寄りそい、  
なにごとにも誠意をもって向き合うことで、  
心を寄せられる存在でありつづけます。

### 2. 柔軟に

時代の流れを的確にくみとり、  
新しく柔軟な発想で挑戦をつづけます。

### 3. 風通しよく

正しく迅速に情報をお届けするとともに、  
社内の風通しを良くし、  
すこやかな企業でありつづけます。

## (2) 目標とする経営指標

当社は、年間保管（売上）検体数の増加を目指し、事業規模拡大に努めて参ります。また「細胞バンク事業」の安定した運営のため、内部留保を充実させ、自己資本比率を高めて参ります。

## (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社の中長期的な経営戦略は下記の3点であります。

- ・ 「さい帯（へその緒）」等を含めた、出産に由来する組織由来の細胞（周産期組織由来細胞）の採取、保管に向けて、医療機関・研究機関と協力しながら事業の拡大を図って参ります。
- ・ さい帯血を使用して、中枢神経系疾患（低酸素性虚血性脳症、脳性麻痺、自閉症スペクトラム障害等）に対する再生医療・細胞治療に取り組む医療機関に対して、臨床研究がスムーズに進展するようご支援することで、当社の細胞バンク事業の利用者拡大に繋げて参ります。
- ・ アジアを中心とした、まだ細胞バンク事業が発達していない国々への事業展開を企図して、市場調査や現地の医療機関等との提携などを進めて参ります。

## (4) 経営環境及び対処すべき課題

### 経営環境について

近年の再生医療分野の発展は目覚しく、さい帯血についても米国を中心に臨床研究が進展しております。米国デューク大学においては、脳神経疾患に対するさい帯血投与の第 相臨床研究が終了し、良好な結果が発表され現在ではFDA（米国食品医薬品局）承認のもと、「拡大アクセス制度」（注）がスタートし、より多くの患者さんが治療を受けられております。日本国内でも、2014年に再生医療等安全性確保法が施行され、当社のような事業会社が臨床研究に参加する仕組みが整えられた事から、さい帯血等を利用した臨床研究が開始され、さい帯血等の体性幹細胞の医療応用のニーズは高まってきていると当社は考えております。

### 対処すべき課題について

当社は、前項の経営戦略を推進するにあたり、下記の5点を課題と捉え対処して参ります。

- ・ 当社の主事業である、細胞バンク事業において、さい帯血の保管については、厚生労働省健康局より、「臍帯血取扱事業の届出」の提出を要請されており、当社は同届出を提出しております。当届出制度の設立にあたり、厚生労働省との協議の過程で、過去に、破綻した民間さい帯血バンクよりその保管細胞が流出し違法に使用された等の経緯から、当社においても、契約が終了した検体についての取扱について、破棄する事を要請されております。当社は、厚生労働省の要請に従い、契約者の同意が得られた場合は、当人の意思に基づき破棄を実施しております。一方、転居等で連絡が取れない顧客に関しては、将来、万が一保管した検体を使用する事態に備え、無断で破棄することはせず、社内倫理委員会の検討結果も踏まえ、現状はその取扱を留保しております。当社の保管方針、破棄に関する取扱いに関しては、今後方針が固まり次第、厚生労働省とも協議しながら、適切に対処して参ります。
- ・ 保管施設的能力増強について  
当社の主事業である細胞バンク事業においては、近年その需要が急激に高まって来ており、保管検体数が増加しております。細胞保管施設の保管容量を超える可能性があることから、2020年7月までに細胞保管センターの拡充を図ります。更には、将来の大幅な検体増に備え、新たな細胞処理・細胞保管センターの確保により、細胞処理能力、細胞保管能力の増強を目指しております。
- ・ 地方での市場開拓について  
当社の主事業である細胞バンク事業は、関東、東海、近畿、九州など比較的人口（お産数）が多い地区を中心に営業活動を行っております。東京都中心にさい帯血保管の認知度が徐々に高まっていると考えておりますが、認知度が低い地域や人口（お産数）が少ない地区での認知度向上や営業活動の強化が今後の課題であり、地域社員の採用等により、その対策を進めております。

- ・ 当社では、人員の増強、組織の強化を重要な経営課題の一つと捉えており、今後も、専門知識を持った優秀な人材を継続的に採用、また育成を行い、組織を強化して行くとともに、待遇や労働環境の向上、また、社員のモチベーションを上げるための研修制度、福利厚生も充実させて参ります。
- ・ 当社では、持続的な企業価値向上を図るためには、経営の健全性、透明性及び客観性を高めることが重要であると考えております。そのため、コーポレート・ガバナンス強化の取組みとして、社外取締役の充実等、意思決定プロセスの透明化を図って参ります。また、役職員に対して、コンプライアンス意識を高めるための啓蒙活動を継続して参ります。

(注) デューク大学で行われている「拡大アクセス制度」では、さい帯血を用いた臨床試験の選定基準に満たないお子さんに、所定の手続きを経て自家（お子さん自身）あるいは他家（ごきょうだい）のさい帯血投与の機会を提供しております。本書提出日現在、26歳未満の、脳性麻痺、低酸素性脳症、脳卒中、水頭症、言語失行症、自閉症スペクトラム、その他の脳障害を持つお子さんが対象となります。

## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 治療効果が確認されないリスクや他に有効な治療法が出現するリスクについて

当社の顧客は、臨床研究が進められている「さい帯血」を用いた再生医療（例えば、低酸素性虚血性脳症、脳性麻痺などへの再生医療）において、将来「さい帯血」が治療に使用できることを想定して、「さい帯血」を保管しております。一方、「さい帯血」の再生医療分野での臨床研究は開始されたばかりであり、有効性や治療効果が十分に検証されておりません。臨床研究の過程では、臨床研究が長期化する等、想定通り進捗しない可能性、そして、その有効性が明確に確認されない可能性があります。臨床研究が想定通り進捗しない場合や臨床研究において有効性が検証されない場合の他、その他の新たな治療法が出現した場合には、当社にさい帯血を保管する保管者が減少するリスクがあり、当該リスクが顕在化した場合には当社の経営成績及び財政状態に重大な影響を及ぼし、事業継続が困難になる可能性があります。

### (2) 法的規制等に関して

当社の主事業「細胞バンク事業（さい帯血保管）」は、厚生労働省への「臍帯血取扱事業の届出」を求められており、また、「再生医療等安全性確保法」、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」、「再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律」、「国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」の法規制を受けております。

当社は、これらの法的規制に対応した社内体制を構築しておりますが、これらの法規制の改正・強化、新たな法規制が制定された場合、あるいは、これらの法規制を遵守できない場合、追加的な対応や事業への何らかの制約が生じることにより、当社の事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 再生医療等安全性確保法について

当社の取り扱う「さい帯血」は、再生医療等安全性確保法において、第二種再生医療等に区分されており、その処理を行うにあたり、細胞培養加工施設における「特定細胞加工物製造許可」の取得が義務づけられ、当社はその許可を取得しております。当該許可は当社の主要な事業活動を継続する上で不可欠な許可であり、本書提出日までの間に、取消事由は発生しておりません。しかしながら、将来において、当該許可の取消等があった場合には、主要な事業活動に支障をきたすとともに業績及び財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

（主な許認可の状況）

許認可の名称	有効期間	規制法令	主な許認可取消事由
特定細胞加工物製造許可 (施設番号：F A3150022)	2016年2月5日 ～ 2021年2月4日	再生医療等の安全性の確保等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正の手段により認定、変更の認定、有効期限の更新をした場合</li> <li>細胞培養加工施設の構造設備が、厚生労働省で定める基準に適合しなくなった場合</li> <li>移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律若しくは医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令で定めるものまたはこれらに基づく処分に違反した場合</li> </ul>

### (4) 風評被害に関して

近年、当社の事業分野である「さい帯血保管」及び「再生医療」に関する世の中の関心が高まって来ておりますが、さい帯血は、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」及び「再生医療等安全性確保法」の規制を受けております。当社以外の事業者がこれらの関連する法令に違反し、当該違反の事実がマスメディア等に取り上げられた場合、当社も風評被害を受ける可能性があります。また、SNS等でネガティブな情報が掲載された場合、当社も風評被害を受け、当社の事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 少子化に関して

当社の主事業である「細胞バンク事業」においては、現在、出産時に採取できる「さい帯血保管」を行っておりますが、厚生労働省の「人口動態統計」によると、2018年に生まれた子どもの数（出生数）は91万8,397人と3年連続で100万人を下回っております。また、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成29年推計）によると、我が国の出生数は今後も減少を続け、2030年には81万人まで減少すると推計されています。我が国の出生数と当社のさい帯血の保管数は必ずしも比例しませんが、出生数の想定を上回る減少が将来の当社の事業や業績に影響を与える可能性があります。

(6) 品質管理に関して

当社は、グローバル品質規格であるA A B BやI S O 9001といった第三者の認証機関より査察を受け、品質や設備運用の維持向上に努めております。

しかしながら、細胞の分離・処理作業に必要な試薬や当社の心臓部分ともいえる長期保管用タンクの冷却用液体窒素の供給が滞ったり、必要な設備が正常に稼動しないなど細胞の輸送、分離、保管の品質維持に支障を来した場合には、当社の事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 個人情報の漏洩に関して

当社は、さい帯血の保管に際して秘匿性の高い個人情報を取得しているため、日本産業規格「J I S Q 15001個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項」の中でもより厳格な、保健医療福祉分野のプライバシーマーク(M E D I S)制度に基づき、入手した個人情報の管理に努めておりますが、何らかの理由で個人情報の漏洩や不正使用等が発生した場合、社会的信頼の低下や賠償金の支払い等により、当社の事業や業績に影響を及ぼし、事業の継続が困難となる可能性があります。

(8) 自然災害等、不測の事態等に関するリスクについて

当社は顧客より受託を受け、分離した幹細胞を細胞保管センターで保管しております。同センターは、新耐震基準に基づいた設計で耐震性を有しており、先の東日本大震災においても保管設備の被害はありませんでしたが、想定を超える大規模な自然災害や事故が発生し、当社の保管業務・細胞処理業務に支障が生じた場合、その他不測の事態が発生した場合には、当社の事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人為的なミスによるリスクについて

当社の主事業である細胞バンク事業は、細胞の輸送、分離、保管作業等において手作業によるものが多く、人為的なミスを防ぐ為、I S OやA A B B、Pマーク等の外部認証制度を積極的に取り入れ、チェック体制の整備に取り組んでおりますが、何らかの人為的なミスにより、当社の事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定人物への依存

当社の代表取締役である清水崇文は、医療関連事業全般に関する豊富な知識と経験、ネットワークを有しており、経営方針や事業戦略の決定等、事業継続の上で重要な役割を果たしております。当社では、人材の確保・育成をすすめるため、同氏に過度に依存しない経営体制の整備をすすめております。しかしながら、何らかの事情により、同氏が当社から離職した場合、または十分な業務執行が困難となった場合には、当社の事業や業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 親会社との関係について

資本的関係について

当社は、(株)日本トリム（東証一部上場）の企業グループに属しており、同社の100%子会社である(株)トリムメディカルホールディングスが、当社の議決権の89.5%を保有する親会社であります。当社は親会社への事前承認事項はなく、独自に経営方針・政策決定及び事業展開についての意思決定を行っております。しかしながら、上場後も同社の株式保有比率は過半数を超える見込みであり、同社は、当社の筆頭株主として基本事項に関する決定権又は拒否権を保有しているため、当社の意思決定に対して同社が影響を与える可能性があります。

## 競合について

(株)日本トリムを中心とする企業グループは、当社を含め国内子会社7社、海外子会社2社(2019年3月末現在)により構成されており、当社を除く他のグループ企業は、家庭用電解水素水整水器の製造販売を主な事業領域としております。また、直接の親会社である(株)トリムメディカルホールディングスは、(株)日本トリム傘下の事業投資会社であります。一方、当社は再生医療安全性等確保法に基づく、細胞バンク事業を主な事業領域としており、(株)日本トリムとは異業種であり、(株)日本トリム及びそのグループ企業との競合関係はありません。

当社は、上場により独自の資金調達手段を確保し、事業拡大を加速させる予定であります。しかし、今後当社の経営方針及び事業展開を変更した場合、又は、(株)日本トリム及びそのグループ企業が、経営方針及び事業展開を変更した場合には、将来的に競合する可能性があり、当社の事業や業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (株)日本トリム及びそのグループ会社との取引関係について

当社は、(株)日本トリム及びそのグループ会社と取引を行っており、最近事業年度における取引は、次のとおりとなっております。

(単位：千円)

会社等の名称	取引の内容	取引の金額	取引条件の決定方法
(株)日本トリム	出向者の受入	6,657	出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。
	事務所の賃貸契約	300	近隣オフィス賃貸価格を勘案の上、決定しております。
(株)トリムメディカルホールディングス	親会社銀行取引に対する担保の提供	-	左記親会社における事業資金のための資金借入に対するものであります。
	業務委託契約	30,000	当該委託業務にかかる役務提供の状況を勘案の上、決定しております。
	事務所の賃貸契約	768	近隣オフィス賃貸価格を勘案の上、決定しております。
(株)トリムライフサポート	顧客紹介料	125	他の一般取引条件を基に決定しております。

## ・ 人的関係について

2019年10月迄、(株)日本トリムより2名、(株)トリムメディカルホールディングスより1名の従業員の出向を受け入れておりましたが、出向者は当社の重要な意思決定に影響を与える職位ではなく、また、本書提出日現在においては全ての出向契約を解消しており、当社と(株)日本トリム及びそのグループ会社との間で、役員の兼務、従業員の出向など人的な関係はありません。今後も親会社グループからの独立性を確保していくために、親会社グループとの間で役員の兼務、従業員の出向等を行わない方針であります。

なお、第21期第3四半期累計期間における(株)日本トリムより及び(株)トリムメディカルホールディングスからの出向者受入れに関する取引合計金額は、6,392千円となっております。

## ・ 事務所賃貸取引について

当社の地方事務所は、(株)日本トリムが入居する事務所の一部を使用しておりました。また、そのうち一部は、(株)トリムメディカルホールディングスを経由する形で貸室賃貸借契約書を締結しておりましたが、本書提出日現在において、両社との全ての事務所賃貸契約を解消しております。

なお、第21期第3四半期累計期間における取引金額は、676千円となっております。

## ・ 親会社の銀行取引に対する担保提供について

当社は、親会社である(株)トリムメディカルホールディングスの事業資金として、銀行へ当社預金を担保提供しておりましたが、最近事業年度末時点において全ての担保契約を解消しており、第21期第3四半期累計期間においても取引はありません。

## ・ 業務委託契約について

当社は、(株)トリムメディカルホールディングスと業務委託契約（役員の派遣等）を締結しておりましたが、2019年3月に解消しており、第21期第3四半期累計期間においては取引はありません。

- ・ 販売協力契約について

当社は、(株)日本トリムの子会社であり、(株)日本トリムの顧客に対して製品の取付及びアフターサービスを行う(株)トリムライフサポートとの間で販売協力契約を締結し、(株)日本トリムの顧客に対しさい帯血保管を案内し、契約となった場合、同社へ、他の一般条件と照らして妥当な金額を紹介料として支払っておりましたが、2019年12月をもって、販売協力契約を解消しております。

なお、第21期第3四半期累計期間における取引金額は、199千円となっております。

- ・ 機器購入について

当社は、(株)トリムメディカルホールディングスの子会社であり研究用機器の製造販売を主な事業内容とする、ストレックス(株)より検体を緩慢凍結する機器を購入しておりますが、取引に当たっては他のメーカーと性能、価格優位性を慎重に考慮し取引を行っております。

なお、第21期第3四半期累計期間における取引金額は、1,500千円となっております。

(12) 配当政策について

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、最近事業年度まで事業規模の拡大及び経営基盤の強化を図る目的で、内部留保の充実を優先し配当を行っておりません。しかしながら、当社は株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つと位置付けており、配当の実施もその一つ的手段として検討して参ります。配当の決定機関は、株主総会であります。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という)の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

第20期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当事業年度におけるわが国経済は、世界経済の緩やかな回復を背景に、企業収益が改善し、設備投資や賃金は緩やかに増加しておりますが、自然災害や消費税増税の影響で、個人消費は先行き不透明な状況が続き、また、輸出の伸びが鈍化する中で、米中間の通商問題や英国のEU離脱の行方など、海外経済に関する不確実性が高まっており、先行きの不透明感の高まりには注意が必要な状況となっております。

このような環境の中、当事業年度において当社は、さい帯血採取協力病院への情報提供及び、新聞広告やWebを通じたマーケティング活動を深耕する事により、「細胞バンク事業」の拡大に注力して参りました。

この結果、売上高は、1,149,857千円と前年同期と比べ288,325千円(33.5%)の増収、営業利益は、215,885千円と前年同期と比べ105,756千円(96.0%)の増益、経常利益は、216,252千円と前年同期と比べ105,049千円(94.5%)の増益、当期純利益は、142,835千円と前年同期と比べ73,287千円(105.4%)の増益となっております。

また、総資産は、2,813,411千円と前事業年度末と比べ464,797千円(19.8%)増加しております。これは主に保管(売上)検体数増加により現金及び預金が357,570千円(17.0%)増加したこと、売掛金が103,699千円(138.4%)増加したことによるものであります。負債は、1,831,058千円と前事業年度末と比べ321,962千円(21.3%)増加しております。これは主に顧客から長期保管料として受け取っている前受金が267,696千円(19.6%)、未払法人税等が43,067千円(241.7%)増加したことによるものであります。その結果、純資産は、982,352千円と前事業年度末と比べ142,835千円(17.0%)増加しております。

なお、当社は、細胞バンク事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略しております。

第21期第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、世界経済の緩やかな回復を背景に、企業収益が改善し、設備投資や賃金は緩やかに増加しておりますが、2019年10月からの消費税増税の影響等で、個人消費は先行き不透明な状況が続き、また、輸出の伸びが鈍化する中で、米中間の通商問題や英国のEU離脱の行方など、海外経済に関する不確実性が高まっており、先行きの不透明感の高まりには注意が必要な状況となっております。

このような環境の中、当第3四半期累計期間において当社は、さい帯血採取協力病院への情報提供及びWebを通じたマーケティング活動を深耕することにより、「細胞バンク事業」の拡大に注力して参りました。

この結果、売上高は、1,270,736千円、営業利益は、319,001千円、経常利益は、319,178千円、四半期純利益は、214,403千円となっております。

また、総資産は、3,377,766千円と前事業年度末と比べ564,355千円(20.1%)増加しております。これは主に保管(売上)検体数増加により現金及び預金が377,151千円(15.3%)増加したこと、売掛金が103,794千円(58.1%)増加したことによるものであります。負債は、2,181,010千円と前事業年度末と比べ349,951千円(19.1%)増加しております。これは主に顧客から長期保管料として受け取っている前受金が317,876千円(19.4%)、未払法人税等が8,991千円(14.8%)増加したことによるものです。その結果、純資産は、1,196,756千円と前事業年度末と比べ214,403千円(21.8%)増加しております。

なお、当社は、細胞バンク事業の単一セグメントのため、セグメントごとの記載を省略しております。

##### キャッシュ・フローの状況

第20期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末と比べ206,570千円(13.7%)増加し、1,713,897千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。



(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は、390,933千円（前事業年度は320,573千円の獲得）となりました。これは主に、増加要因は、税引前当期純利益の計上214,968千円、前受金の増加267,696千円があった一方で、減少要因として、売上債権の増加103,699千円、法人税等の支払35,166千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用した資金は、184,363千円（前事業年度は116,500千円の使用）となりました。これは主に、増加要因は、定期預金の払戻による収入600,000千円があった一方で、減少要因として定期預金の預入による支出751,000千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動は発生がありませんでした。

生産、受注及び販売の実績

a 生産実績

当社は、生産活動を行っておりませんので該当事項はありません。

b 受注実績

当社は、受注生産を行っておりませんので該当事項はありません。

c 販売実績

第20期事業年度及び第21期第3四半期累計期間の販売実績は次のとおりであります。なお、当社は細胞バンク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業の名称	第20期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第21期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
細胞バンク事業	1,149,857	133.5	1,270,736
合計	1,149,857	133.5	1,270,736

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10以上の相手先がないため記載を省略しております。

2. 販売実績の3つの構成の「技術料」、「保管料」、「その他」別の売上は次のとおりであります。

構成	第20期事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第21期第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
技術料	847,558	146.3	1,019,566
保管料	236,548	105.9	198,202
その他	65,750	111.3	52,966
合計	1,149,857	133.5	1,270,736

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項については、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたっては、一定の会計基準の範囲内で見積りが行われている部分があり、これらについては、過去の実績や現在の状況等を勘案し、合理的と考えられる見積り及び判断を行っております。ただし、これらには見積り特有の不確実性が伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、当社が財務諸表を作成するにあたり採用した重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載のとおりであります。

経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社の目標とする経営指標は、年間保管（売上）検体数と自己資本比率であります。

経営成績の分析

第20期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(売上高)

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ288,325千円増加の1,149,857千円（前事業年度比33.5%増）となりました。これは主に、国内外でさい帯血を利用した臨床研究が進展したことによる、知名度の向上及び新聞広告、Web対策等のマーケティングを強化して参りました。この結果、医療従事者への信頼度が向上したことにより施設のPR強化に繋がり、当社の経営指標である年間保管（売上）検体数が前年同期比1,157検体(同33.2%増)増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上原価は、前事業年度に比べ106,636千円増加の389,181千円（同37.7%増）となりました。これは主に、さい帯血の分離処理検体数が増加したことによるものであります。この結果、当事業年度の売上総利益は、前事業年度に比べ181,688千円増加の760,676千円（同31.4%増）となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度の販売費及び一般管理費は、前事業年度に比べ75,931千円増加の544,790千円（同16.2%増）となりました。これは主に、営業活動の強化に伴い人件費が36,609千円、旅費交通費が8,796千円、求人費が7,097千円増加したことによるものであります。この結果、当事業年度の営業利益は、前事業年度に比べ105,756千円増加の215,885千円（同96.0%増）となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当事業年度の営業外収益は、前事業年度に比べ1,268千円減少の405千円（同75.8%減）となりました。これは主に、助成金収入が879千円、違約金収入が400千円減少したことによるものであります。また、当事業年度の営業外費用は前事業年度に比べ560千円減少の37千円（同93.7%減）となりました。これは主に、違約金が385千円、損害賠償金が100千円減少したことによるものであります。この結果、経常利益は、前事業年度に比べ105,049千円増加の216,252千円（同94.5%増）となりました。

(特別損益、当期純利益)

当事業年度の特別損失は1,284千円（前事業年度は0千円）となりました。これは固定資産除却損の計上によるものであります。また、法人税等を72,132千円計上しました。この結果、当期純利益は142,835千円（同105.4%増）となりました。

第21期第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

(売上高)

当第3四半期累計期間の売上高は、1,270,736千円となりました。これは主に、前事業年度に引き続き、国内外でさい帯血を利用した臨床研究が進展したことによる知名度の向上及び新聞広告、Web対策等のマーケティング強化を継続したことにより、更に、医療従事者への信頼度が向上し、施設のPR強化に繋がり、当社の経営指標である年間保管（売上）検体数が前年同期比2,108検体（同62.0%増）増加したことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

当第3四半期累計期間の売上原価は、404,690千円となりました。これは主に、さい帯血の分離処理検体数が増加したことによるものであります。この結果、売上総利益は、866,045千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期累計期間の販売費及び一般管理費は、547,044千円となりました。これは主に、営業活動の強化に伴い人件費や旅費交通費、求人費、広告宣伝費が増加したことによるものであります。この結果、営業利益は、319,001千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当第3四半期累計期間において、営業外収益を176千円計上しました。この結果、経常利益は、319,178千円となりました。

(特別損益、四半期純利益)

当第3四半期累計期間において、特別損益は発生しておりません。また、法人税等を104,774千円計上しました。この結果、四半期純利益は214,403千円となりました。

## キャッシュ・フローの分析

第20期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、営業活動により得られた資金を財源として運営しており、外部からの資金調達はありません。

また、主な運転資金需要は、さい帯血の分離等に使用する材料費、労務費、経費、販売費及び一般管理費等の営業費用の支払いのほか、設備投資などであります。

## 財政状態の分析

第20期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当事業年度末の総資産は前事業年度末に比べ464,797千円増加の2,813,411千円（前事業年度末比19.8%増）、負債は前事業年度末に比べ321,962千円増加の1,831,058千円（同21.3%増）、純資産は前事業年度末に比べ142,835千円増加の982,352千円（同17.0%増）となりました。

主な増減要因は、次のとおりであります。

### （流動資産）

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末に比べ466,356千円増加の2,675,831千円（同21.1%増）となりました。これは主に、保管（売上）検体数増加により現金及び預金が357,570千円、売掛金が103,699千円増加したことによるものであります。

### （固定資産）

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末に比べ1,558千円減少の137,579千円（同1.1%減）となりました。これは主に、新規取得に伴い有形固定資産が26,857千円増加したものの、減価償却により有形固定資産及び無形固定資産が34,962千円減少し、また、将来減算一時差異の増加により繰延税金資産が4,154千円増加したことによるものであります。

### （流動負債）

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末に比べ321,962千円増加の1,831,058千円（同21.3%増）となりました。これは主に、新規契約者数の増加により前受金が267,696千円、利益増加により未払法人税等が43,067千円、それぞれ増加したことによるものであります。

### （純資産）

当事業年度末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ142,835千円増加の982,352千円（同17.0%増）となりました。新規契約数の増加により前受金が267,696千円、利益増加により未払法人税等が43,067千円、利益剰余金が当期純利益の計上により142,835千円増加した結果、当事業年度末における当社の経営指標である自己資本比率は、前事業年度末に比べて0.8ポイント減少し、34.9%となりました。

第21期第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当第3四半期会計期間末の総資産は前事業年度末に比べ564,355千円増加の3,377,766千円（前事業年度末比20.1%増）、負債は前事業年度末に比べ349,951千円増加の2,181,010千円（同19.1%増）、純資産は前事業年度末に比べ214,403千円増加の1,196,756千円（同21.8%増）となりました。

主な増減要因は、次のとおりであります。

### （流動資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ486,206千円増加の3,162,038千円（同18.2%増）となりました。これは主に現金及び預金が377,151千円、売掛金が103,794千円増加したことによるものであります。

### （固定資産）

当第3四半期会計期間末における固定資産は、前事業年度末に比べ78,148千円増加の215,727千円（同56.8%増）となりました。これは主に工具、器具及び備品が33,071千円、敷金及び保証金が38,701千円増加したことによるものであります。

### （流動負債）

当第3四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ347,666千円増加の2,178,724千円（同19.0%増）となりました。これは主に前受金が317,876千円、買掛金が9,408千円、未払消費税等が15,358千円、未払法人税等が8,991千円増加したことによるものであります。

### （固定負債）

当第3四半期会計期間末における固定負債は、前事業年度末に比べ2,285千円増加の2,285千円となりました。  
これは役員退職慰労引当金の増加によるものであります。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産の残高は、前事業年度末に比べ214,403千円増加の1,196,756千円（同21.8%増）となりました。新規契約数の増加により前受金が317,876千円、利益剰余金が当期純利益の計上により214,403千円増加した結果、当第3四半期会計期間末における当社の経営指標である自己資本比率は、前事業年度末に比べて0.5ポイント増加し、35.4%となりました。

経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「2 事業等のリスク」をご参照下さい。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社の主事業である細胞バンク事業においては、近年その需要が急激に高まって来ており、保管検体数が増加しております。しかしながら、本書提出日現在、比較的人口（お産数）が多い地区（関東・東海・近畿・九州）を中心に営業活動を行っており、今後は、認知度が低い地域や人口（お産数）が少ない地区での認知度を高める必要があると考えております。そのため、人員の増強、組織の強化が重要な経営課題のひとつと捉えており、今後も専門知識を持った優秀な人材を継続的に採用、また育成を行い、組織を強化して参ります。

また、保管検体数の増加に伴い、細胞処理センターの拡充を2020年7月完成に向けて計画中です。更には将来の大幅な検体増に備え、新たな細胞処理・細胞保管施設の増強についても進めるため、内部留保を充実させ、自己資本比率を高めて参ります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

#### 5 【研究開発活動】

第20期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社の研究開発活動における当事業年度の研究開発費は、2,464千円となっております。主な内訳は、自家さい帯保管サービスの開始に向けた東京大学医科学研究所との共同研究費1,990千円、工具器具備品償却費267千円、試薬等130千円であります。

なお、当社は細胞バンク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第21期第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当社の研究開発活動における当第3四半期累計期間における研究開発費の金額は2,613千円となっております。主な内訳は、自家さい帯保管サービスの開始に向けた東京大学医科学研究所との共同研究費1,743千円、さい帯を安全に採取保管するためのノウハウ提供費245千円、工具器具備品償却費225千円であります。

なお、当社は細胞バンク事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

第20期事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当事業年度の設備投資については、さい帯血の分離・保管能力の拡大を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当事業年度の設備投資の総額は26,857千円であり、次のとおりであります。

##### (1) さい帯血保管関連

当事業年度の主な設備投資としては、細胞保管センターにおける検体保管容器の補充と防犯体制を強化するために総額18,830千円の投資を実施しております。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

##### (2) 全社共通

当事業年度の主な設備投資は、本社事務所のレイアウト変更のために総額5,673千円の投資を実施しております。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

第21期第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当第3四半期累計期間については、さい帯血の分離・保管能力の拡大を目的とした設備投資を継続的に実施しております。なお、有形固定資産の他、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当第3四半期累計期間の設備投資の総額は、58,125千円であり、次のとおりであります。

##### (1) さい帯血保管関連

当第3四半期累計期間の主な設備投資としては、細胞保管センターの検体保管容器を補充するために総額17,620千円の投資を実施しております。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

##### (2) 全社共通

当第3四半期累計期間の主な設備投資は、臨床研究を目的とした医療機器20,160千円、虎ノ門オフィス開設に伴う固定資産7,222千円の投資を実施しております。

なお、重要な設備の除却又は売却等はありません。

## 2 【主要な設備の状況】

第20期事業年度

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	ソフトウエ ア	その他	合計	
本社 (東京都港区)	本社設備 細胞分離	16,243	25,175	5,498	961	47,879	47 (11)
細胞保管センター (神奈川県横浜市 緑区)	細胞保管設備	10,373	28,285			38,659	

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 帳簿価額のうち「その他」は、電話加入権であります。  
 4. 建物を賃借しております。年間賃借料は41,982千円であります。  
 5. 当社は細胞バンク事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。  
 6. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇  
 用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載して  
 おります。

第21期第3四半期累計期間

当第3四半期累計期間に著しい変動があった施設は、次のとおりであります。

2019年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	合計	
虎ノ門オフィス (東京都港区)	事務設備	3,351	3,764	7,115	11 ( )

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 建物を賃借しております。年間賃借料は13,204千円であります。  
 4. 当社は細胞バンク事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。  
 5. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇  
 用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載して  
 おります。



## 3 【設備の新設、除却等の計画】(2020年1月31日現在)

## (1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
細胞保管センター (神奈川県横浜市緑区)	細胞処理設備 及び細胞保管 設備	450		自己資金 及び 増資資金	2020年1月	2020年7月	細胞処理能力： 年間約5千検体 細胞保管能力： 約5.4万検体
本社 (東京都港区)	顧客管理IT システム	250		自己資金 及び 増資資金	2020年4月	2021年4月	顧客管理能力の 向上等 (注3)
細胞処理・細胞 保管センター (注2)	土地、建物、 細胞処理設備 及び細胞保管 設備	1,100		自己資金 及び 借入金	2021年9月	2022年12月	細胞処理能力： 年間約1万検体 細胞保管能力： 約10万検体

(注) 1. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2. 新設する細胞処理・細胞保管センターについては、本書提出日現在、具体的な候補先は決定しておりません。当該センターの完成後の増加能力は、本書提出日現在での計画数値を記載しており、着手年月、完了予定年月を含め、今後の投資計画の変更により記載した内容が変更される可能性があります。
3. 完成後の増加能力については計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
4. 当社は細胞バンク事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

## (2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

## (1) 【株式の総数等】

## 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	19,460,000
計	19,460,000

(注) 2019年12月26日開催の臨時株主総会決議において、2019年12月27日付で発行可能株式総数を19,460,000株に変更する旨の定款変更を行っております。

## 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,867,100	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	4,867,100		

- (注) 1. 2019年12月10日開催の取締役会決議により、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,860,147株増加し、4,867,100株となっております。
2. 2019年12月26日開催の臨時株主総会決議により、2019年12月27日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## (2) 【新株予約権等の状況】

## 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年12月27日	4,860,147	4,867,100		374,820		259,820

(注) 株式分割(1:700)によるものであります。

## (4) 【所有者別状況】

2020年1月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)				2	1		23	26	
所有株式数(単元)				44,401	350		3,920	48,671	
所有株式数の割合(%)				91.23	0.72		8.05	100	

(注) 1. 2019年12月10日開催の取締役会決議により、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,860,147株増加し、4,867,100株となっております。

2. 2019年12月26日開催の臨時株主総会決議により、2019年12月27日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## (5) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年1月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,867,100	48,671	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式			
発行済株式総数	4,867,100		
総株主の議決権		48,671	

(注) 1. 2019年12月10日開催の取締役会決議により、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は4,860,147株増加し、4,867,100株となっております。

2. 2019年12月26日開催の臨時株主総会決議により、2019年12月27日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

該当事項はありません。

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3 【配当政策】

当社は、最近事業年度まで事業規模の拡大及び経営基盤の強化を図る目的で、内部留保の充実を優先し配当を行っておりません。しかしながら、当社は株主に対する利益還元として配当を行うことも重要な経営課題の一つと位置付けており、今後につきましては、事業基盤の安定化及び財政状態、経営成績を勘案しながら配当を実施していく方針であります。内部留保資金につきましては、事業基盤の安定化及び事業拡大のための投資等に充当する予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本的な方針としておりますが、決定機関は、株主総会です。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、以下のとおりであります。

当社の細胞バンク事業はその性質上、一般社会、医療界よりの「持続的な信頼を得る事」が最も重要であり、そのためには、企業運営においても高い倫理観が求められます。

さらに、株主の権利を重視し、持続的に企業価値の最大化を目指すと同時に、健全かつ透明性の高い組織運営を維持していくことが重要であると認識しております。

その前提のもとで、コーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題と認識し、経営管理体制の強化に努めております。

（親会社からの独立性の確保について）

当社の親会社である株式会社トリムメディカルホールディングスは、本書提出日現在当社の議決権の89.5%を有する支配株主であり、株式会社日本トリムの完全子会社であります。当社は、当社自らが上場会社となることでグローバルスタンダードに準拠した透明性のある経営システムを構築することを目指しております。

一方で当社の親会社である株式会社トリムメディカルホールディングスは、グループ全体としての企業価値の最大化の観点から、当社の上場後も引き続き当社の株式の過半数を所有する方針であると伺っております。

かかる状況において、親会社と一般株主との間に利益相反リスクが存在していることに鑑み、親会社等のグループ会社との利益相反取引を含む関連当事者取引については、関連当事者取引管理規程に基づき、当該取引の経済合理性等を確認し、取締役会の承認を得ることとしており、取引の健全性及び適正性を確保する体制を構築しております。

以上により、一般株主の保護を果たしながら、グループ経営を効率的に行い、企業価値を高める体制として、当社は、現在の体制が適切であると考えております。

企業統治に関する事項

（企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由）

当社における、企業統治の体制は、株主総会、取締役会、監査役会、経営会議、倫理委員会、営業エリア長会議、内部監査担当者といった機関等を有機的かつ適切に機能させ、企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り適法に運営を行って参ります。また、コンプライアンスや重要な法令判断については、顧問弁護士と連携する体制を取っております。親会社グループからの独立性を確保する観点から、親会社グループとの取引を含む関連当事者取引を実施する場合には、関連当事者取引管理規程に基づき、取締役会にて事業上の必要性、取引条件の妥当性を検証するとともに、関連当事者取引を継続する場合にも年度初めの取締役会にて検証する体制を構築することによって、経営の健全性・効率性及び透明性が確保できるものと認識しているため、現状の企業統治体制を採用しております。

当社の取締役会は取締役3名（うち社外取締役1名）で構成されており、毎月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、経営上の意思決定機関として、法令又は定款に定める事項の他、経営方針に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役会の意思決定及び監督機能の強化、業務執行の迅速化や責任の明確化を図り、コーポレート・ガバナンス体制の強化を目的に、執行役員制度を導入しております。取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営方針に従って、当社業務を執行いたします。

当社の監査役会は、常勤監査役1名及び非常勤監査役2名（社外監査役）で構成されております。毎月開催される定時監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。常勤監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要な書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、経営全般に関して幅広く監査を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結しており、独立の立場から会計監査を受けております。

当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員制度導入の目的は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能との分離により経営効率化を推進し、権限を移譲することで業務執行上の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図ることにあります。執行役員の業務執行の相互調整は、取締役会を補佐する協議機関であります経営会議が行っております。経営会議へは、代表取締役、取締役、執行役員（各部門長）が出席し、月2回開催しております。経営会議では、当社の組織、運営、その他経営に関する重要な事項の審議を行い、取締役会への付

議案案についての意思決定プロセスの明確化及び透明性の確保を図っております。また、必要に応じて監査役からの意見聴取を行っております。

当社は、社長の命を受けた内部監査担当者による定期的な内部監査を実施しており、当該結果について、代表取締役様に報告され、後日、改善状況の確認を行っております。当社は、現在の組織規模を勘案し、独立した内部監査部門を設置しておらず、総合企画本部に所属する内部監査担当者及び管理本部に所属する内部監査担当者が内部監査を担当しております。内部監査担当者は監査役及び会計監査人と定期的に内部監査の実施状況や監査上の問題点、課題等について情報交換及び意見交換を実施し、三者間の連携を図っております。

当社は、幹細胞保管事業及び細胞治療研究に関連する倫理的諸事項について審議する倫理委員会を設置しており、年1回の定例会議に加え、必要に応じて臨時委員会を開催しております。倫理委員会は、会社における関連法規順守及び生命倫理基準等に適合した運営を確保することを目的として、会社委員及び外部委員による7名以内で構成され、審議を行っております。

当社の営業エリア長会議は、各営業拠点のエリア長により構成され、目標の共有や営業活動の改善、営業の進捗状況についての情報共有を目的として、毎月1回開催しております。

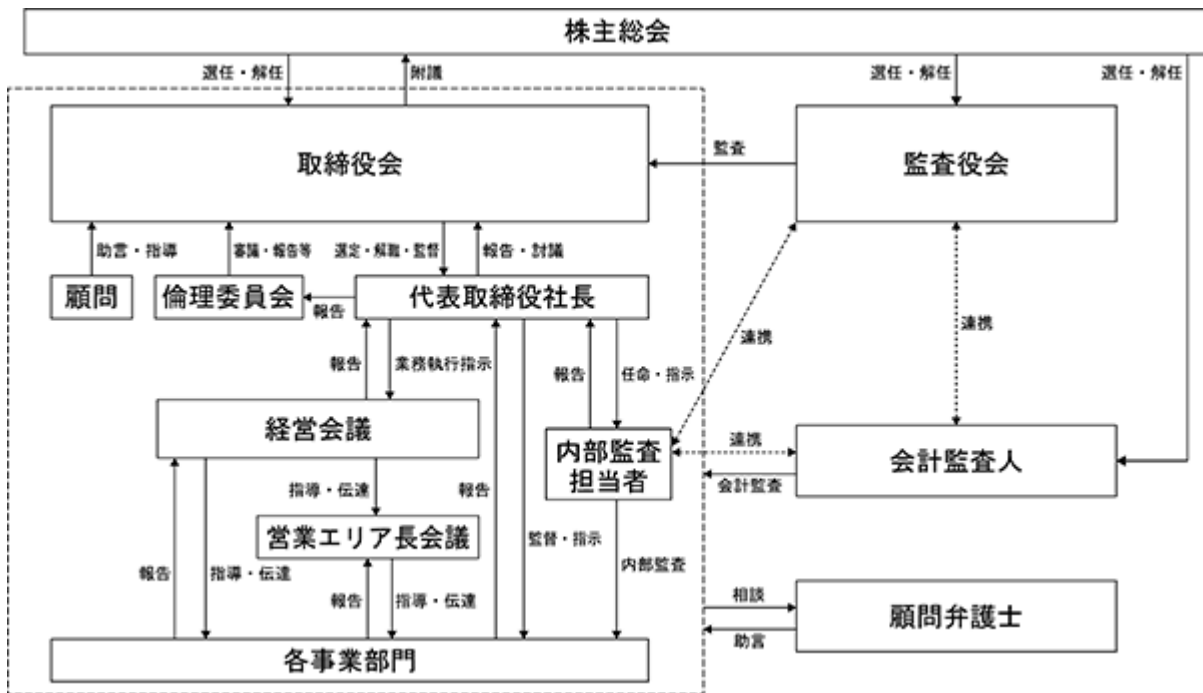
当社は、倫理委員会の適切な運営、企業倫理の醸成と法令順守、経営の意思決定における過程においての適切な助言と指導を目的に、各顧問と顧問契約を締結しております。なお、顧問の選解任については取締役会にて決議しております。

当社の取締役会及び監査役会、経営会議等は、以下のメンバーで構成されております。（ は議長を表す。）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営会議	倫理委員会	営業エリア長会議
代表取締役社長	清水崇文		-		-	
取締役	乃一進介		-		-	
社外取締役	山田智男		-	-	-	-
監査役	坂井和夫				-	
社外監査役	香山昭人			-	-	-
社外監査役	藤川義人			-		-
執行役員	石井衛		-		-	-
執行役員	土山寛史		-		-	
執行役員	佐藤英明		-			-
部長	渡邊英伸		-		-	-
次長	木瀬雅崇	-	-	-	-	
課長	平野真美	-	-	-	-	
課長	池野雅英	-	-	-	-	
課長	山川一志	-	-	-	-	
係長	小崎寛康	-	-	-	-	
課長	北原純	-	-	-	-	
課長	森勢健太郎	-	-	-	-	
係長	松井晶生	-	-	-	-	
係長	関幸子	-	-	-		-
顧問	幸道秀樹	-	-	-		-
顧問	徳増有治	-	-	-		-

オブザーバーとして出席しております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



(企業統治に関するその他の事項)

a. 内部統制システム

当社の内部統制システムは、業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は次の通りであります。

〔内部統制システム整備の状況〕

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 取締役会規程をはじめ社内諸規程の制定、適正な運用とともに必要に応じ発展的に改正等を行う。
  - (b) コンプライアンス管理規程を制定し、教育研修等の場を設けるなど、その修得を図るものとする。
  - (c) 内部監査規程に基づき内部監査を実施する。内部監査担当者及び代表取締役は必要に応じて、会計監査人及び監査役会と連携し、情報交換等を行い、効率的な内部監査を実施する。
  - (d) 取締役及び使用人が法令もしくは定款に抵触する行為が認められたとき、それを告発しても、当該告発者が不利益な扱いを受けない旨の、「社内通報制度」を制定する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、職務執行にかかわる文書（電磁的記録を含む）の保存及び管理の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき必要に応じて適時見直し整備、作成、保管及び廃棄等の取扱いを明確にするとともに、次のように定めております。
  - (a) 取締役会議事録、株主総会議事録、社内規程、各種契約書などの重要文書は、電子媒体によるバックアップを併用し適切に保存管理する。
  - (b) 文書管理所管部署は管理本部であるが、取締役及び監査役の閲覧請求に対して常に閲覧に供するものとする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
経済活動におけるあらゆる損失の危険（リスク）を総合的かつ適切に認識し対応するため、リスク管理規程を制定し、多様なリスクを未然に防止するとともに、危機発生時にはそのリスクを極小化する管理体制を整備するものとしております。リスク管理部門としては、管理本部が統括し、担当取締役がそれを管理することとしております。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
取締役の効率的な職務執行体制を確保するために次のように定めております。
  - (a) 定例取締役会を毎月一回開催するほか、機動的な意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行体制を確保する。
  - (b) 取締役会の決定に基づく職務執行を効率的に行うため、当社社内規程に基づく権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
  - (c) 業務の効率化に必要な情報インフラの整備・構築を図る。
5. 当社における業務の適正を確保するための体制  
当社は、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。
  - (a) 内部監査による業務監査により、会社全般にわたる業務の適正性を確保し、公正で効率的な遂行を図ることを目的とし、その結果を代表取締役社長に報告する。
  - (b) 管理担当取締役は、効率的経営を促進するために、人材、資金及び情報等の統制環境を整備する。
  - (c) 財務報告に係る内部統制の評価の基本方針に基づき、決算財務プロセス、重要性の大きいプロセスを整備する。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項その使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、使用人を指名し、指名された使用人は補助者としてその職務に専念する。
  - (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人は必要に応じてその人員を確保する。
  - (b) 監査役が指定する補助期間中での指揮権は監査役に委譲されたものとし、取締役及び他の者の指揮命令は受けないものとする。
  - (c) 当該使用人の人事異動及び人事考課については、監査役の同意を得るものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制  
取締役又は使用人は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす恐れのある事項、内部監査の実施



状況、内部通報の事実を、速やかに監査役に報告する体制を整備する。

- (a) 監査役は取締役会のほか重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (b) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に損害を与えるおそれのある事実を発見した場合は速やかに監査役に報告する。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の理由を求められた場合には、速やかに報告する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、社外監査役を含め公正かつ透明性を担保するための体制を整備する。

- (a) 監査役は代表取締役との意見交換を密にし、相互の意思疎通を図る。
- (b) 監査役会は内部監査担当者及び管理部と定期的に意見交換を行い相互の意思疎通を図る。
- (c) 監査役は業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて、弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取する。

9. 反社会的勢力を排除するための体制

反社会的勢力との関係を根絶するため、「反社会的勢力排除規程」に従い、主管部署たる管理本部が反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括して対応しております。

b. リスク管理体制

当社のリスク管理体制は、市場、情報セキュリティ、環境、労務等あらゆる事業運営上のリスクに加え、地震、火災等の災害に適切に対処できるよう「リスク管理規程」を制定施行しております。また、必要に応じて、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

c. 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

d. 取締役の任期

当社は、取締役の任期を1年とする旨を定款に定めております。

e. 取締役の定数

当社は、取締役の定数を7名以内とする旨を定款に定めております。

f. 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

その他、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

h. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役及び監査役（取締役及び監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。当該責任免除が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行において善意かつ重大な過失がないときに限られます。これは、取締役及び監査役が、期待される役割を十分に発揮すること等を目的とするものであります。

i. 中間配当

当社は、株主への利益配分の機会を充実させるため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

## j．自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を確保するため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性6名 女性0名(役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	清水 崇文	1973年3月17日	1998年9月 2006年8月  2010年4月 2013年4月  2013年8月  2013年9月 2016年6月 2017年5月	㈱日本トリム入社 PT.Super Wahana Tehno(インドネシア)副社長 ㈱日本トリム経営企画部長 同社執行役員海外及び経営企画担当 ㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 ㈱日本トリム退社、当社取締役 当社代表取締役社長就任(現任) ストレックス㈱取締役(非常勤)	(注)3	
取締役 管理本部長	乃一 進介	1971年5月4日	1990年4月 2010年4月 2012年4月 2013年4月 2015年4月 2016年4月 2016年6月 2016年12月  2017年5月 2017年6月 2019年3月	㈱日本トリム入社 同社総務部次長 同社経営企画部次長 同社経営企画部副部長 同社本社営業部副部長 同社総務部副部長 当社取締役総務部長 ㈱トリムメディカルホールディングス取締役 ストレックス㈱取締役(非常勤) 当社取締役管理本部長(現任) ㈱日本トリム退社	(注)3	
取締役	山田 智男	1944年11月25日	1968年4月 1998年4月 1999年2月 2004年7月 2004年7月 2015年6月 2018年6月 2018年6月  2019年2月	三菱商事㈱入社 同社燃料第二本部長(参与) 同社中国支社長(理事) 同社退社 豊国工業㈱常務取締役 当社社外取締役 当社社外取締役退任 ㈱トリムメディカルホールディングス取締役 当社社外取締役(現任)	(注)3	
常勤監査役	坂井 和夫	1947年3月4日	1969年4月 1971年8月 1999年6月 2000年9月 2003年1月  2005年7月 2010年9月 2013年11月 2018年6月 2019年2月	小玉㈱入社 日本ワイズ㈱入社 当社入社 当社取締役事業本部長 当社常務取締役兼臍帯血事業本部長 当社代表取締役 当社退社 当社顧問 当社取締役 当社常勤監査役(現任)	(注)4	
監査役	香山 昭人	1946年6月23日	1969年4月  1992年10月 1995年11月 1997年6月 1998年6月 2000年4月 2007年6月 2013年10月  2015年6月	㈱神戸銀行(現㈱三井住友銀行)入行 同行宝塚支店長 ㈱日本トリム入社 同社取締役経理部長 同社常務取締役経理部長 同社常務取締役管理本部長 同社退社 ㈱トリムメディカルホールディングス常勤監査役 当社監査役(現任)	(注)4	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
監査役	藤川 義人	1970年1月28日	1993年4月	最高裁判所司法研修所入所（1995年修了）	(注)4	
			1995年4月	大阪弁護士会登録		
			1995年4月	淀屋橋合同法律事務所（現弁護士法人淀屋橋・山上合同）入所（現任）		
			2008年6月	iPSアカデミアジャパン(株)監査役（現任）		
			2013年10月	(株)トリムメディカルホールディングス社外監査役		
			2014年7月	(株)iPSポータル監査役（現任）		
			2015年6月	(株)三次元メディア（現 Kyoto Robotics(株)）取締役（監査委員）		
			2019年2月	当社監査役（現任）		
計						

- (注) 1. 取締役 山田智男は、社外取締役であります。
2. 監査役 香山昭人、監査役 藤川義人は、社外監査役であります。
3. 2019年12月26日開催の臨時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2019年12月26日開催の臨時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員は以下の3名であります。

役職名	氏名	担当
執行役員	石井 衛	総合企画本部
執行役員	土山 覚史	営業本部
執行役員	佐藤 英明	細胞技術本部

#### 社外役員の状況

当社は、上場子会社における実質的なガバナンスの仕組みを構築するため、取締役に於ける社外取締役の比率を1/3以上とすることを基本としており、社外取締役を1名、社外監査役を2名選任しております。

社外取締役山田智男は、大手商社における豊富な経験と幅広い見識を活かした助言・提言に加え、独立した立場から当社経営に関わる重要な事項について意思決定を行うとともに業務執行の監督を頂けるものと判断し、選任しております。過去に株式会社トリムメディカルホールディングスの社外取締役、また株式会社日本トリムの顧問に就任しておりましたが、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役香山昭人は、金融機関等において培われた専門的な知識を有しており、客観的、中立的な立場から適切な監査・助言・提言を頂けるものと判断し、選任しております。過去に株式会社トリムメディカルホールディングスの社外監査役に就任しておりましたが、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

社外監査役藤川義人は、弁護士としての知見を有しており、客観的、中立的な立場から適切な監査・助言・提言を頂けるものと判断し、選任しております。過去に株式会社トリムメディカルホールディングスの社外監査役に就任しておりましたが、当社と同氏の間には人的関係、資本的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

当社は社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準または方針は特段定めておりませんが、選任にあたっては、東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考に選任しております。なお、社外取締役1名、社外監査役2名は、独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

#### 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会を通じ、内部監査及び会計監査の状況を把握し、必要に応じて意見交換を行うなど相互連携を図っております。また、内部監査担当者、社外監査役及び会計監査人は、三様監査会議にて情報の共有を行い、監査上の問題点の有無や課題等について、随時意見交換を行っております。

内部監査及び監査役監査は、取締役会及び経営会議、営業エリア長会議など各種会議への出席を通じ、内部統制部門から必要な情報を取得して監査を行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名（社外監査役）で構成されております。常勤監査役は、取締役会及びその他の重要な会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧、役職員への質問等を通じて、取締役の業務執行状況を監査しております。各監査役は、定められた業務分担に基づき監査を行い、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図っております。監査役監査は、監査計画に基づき、取締役会への出席、実地監査、取締役又は使用人への意見聴取を行っております。また、監査役は定期的に内部監査担当及び会計監査人と意見交換等を実施し、連携をとりながら効果的かつ効率的な監査を進めております。

なお、社外監査役の香山昭人は金融業界での勤務の実績から財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

当社は、独立した内部監査部門は設けておりませんが、総合企画本部の内部監査担当者1名により内部監査を実施しております。総合企画本部の内部監査については、管理本部の担当者1名が監査を実施する体制としております。内部監査担当者は、年度内部監査計画に基づき監査を実施し、監査結果については、内部監査担当者が内部監査報告書を作成し、代表取締役及び被監査部門の責任者に提出しております。監査指摘事項については、被監査部門責任者に状況報告と改善指示書を明示し、被監査部門からの改善報告書の提出と代表取締役への報告を行っております。

また、内部監査担当者は、必要に応じて監査役及び会計監査人と連携し、監査に必要な情報の共有を図っております。

当社では、企業統治体制の確立に向けて、いわゆる三様監査（監査役監査、内部監査及び会計監査）それぞれの監査の実効性を高め、総合的な監査の品質の向上を図るため、相互に連携強化に努めております。原則四半期ごとに三様監査会議を開催し、各監査間の報告、情報の共有化、意見交換など緊密な相互連携を実施しております。

会計監査の状況

a 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b 公認会計士の氏名等

業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務にかかる補助者の構成は以下のとおりであります。なお、継続監査年数については、全員が7年以内のため記載を省略しております。

業務執行社員：西田 順一、河野 匡伸

監査業務に係る補助者の構成：公認会計士6名、会計士試験合格者3名

c 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会が有限責任 あずさ監査法人を会計監査人として選定した理由は、会計監査人に必要とされる専門性、独立性及び品質管理体制等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任であると判断したためであります。

当社の監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

d 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社は、監査役及び監査役会が監査法人の評価を行っております。評価は、コーポレートガバナンス・コード補充原則3-2（ ）に基づいて策定された基準に則して行われております。

## 監査報酬の内容等

## a 監査公認会計士等に対する報酬の内容

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
3,000		6,000	

## b 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（aを除く）

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

## c その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

最近事業年度の前事業年度

該当事項はありません。

最近事業年度

該当事項はありません。

## d 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査法人から提示を受けた監査報酬見積額に対して内容の説明を受け、監査報酬が適正か吟味し両者協議の上、監査役会の同意のもと決定しております。

## e 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等について、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料を入手し、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況を確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためであります。

## (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第20期定時株主総会において取締役の報酬限度額を年額100,000千円以内、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内とすることが承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち1名は社外取締役）、監査役の員数は3名（うち2名は社外監査役）であります。

当社の取締役の報酬等の額は職務内容、成果などを勘案し取締役会で決定しております。監査役の報酬は監査役の協議で決定しております。

当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。中長期的な業績と連動する報酬や、ストックオプション報酬の導入については、報酬の全体の構成と合わせて検討して参ります。

取締役の報酬等の額の決定権限は取締役会により代表取締役社長清水崇文に委任されており、取締役会は必要に応じて内容について確認することが出来る仕組みとなっております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役(社外取締役を除く。)(注)	4,667	4,667			1
監査役(社外監査役を除く。)	583	583			1
社外役員	795	795			3

(注) 当社の代表取締役である清水崇文及び取締役である乃一進介は、2019年3月まで当社親会社(株)トリムメディカルホールディングスの役員を兼務しており、その役員報酬は同社より支払われておりました。

当社は、同社との業務委託契約に基づきその対価として、年間30,000千円を支払っていましたが、2019年3月に同契約を終了し、両氏の役員報酬は2019年4月より当社が支払っております。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、純投資目的である投資株式とは専ら株式の価値の変動又は、株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合と考えております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社における保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式は、取引先との長期的・安定的な関係の構築や、営業推進などを目的として、当社の中長期的な企業価値向上の観点から保有しているものであります。保有株式については、年度毎に株式銘柄単位で採算状況等を踏まえ保有方針の見直し、及び検証しております。当社は、政策保有株式の議決権行使に当たっては、提案されている議案について、株主価値の毀損に繋がるものではないか等、議案の趣旨確認等、精査した上で、賛否を決定しております。

b 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	23
非上場株式以外の株式		

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(2017年4月1日から2018年3月31日まで)及び当事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、財務・会計の専門誌の購読を行っております。



## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1 2,107,327	2,464,897
売掛金	74,914	178,613
原材料及び貯蔵品	11,478	13,072
前渡金		708
前払費用	16,224	17,537
その他	1,015	2,380
貸倒引当金	1,485	1,378
流動資産合計	2,209,475	2,675,831
固定資産		
有形固定資産		
建物	92,332	95,932
工具、器具及び備品	221,954	242,230
減価償却累計額	234,299	257,273
有形固定資産合計	79,987	80,889
無形固定資産		
ソフトウェア	14,932	5,498
その他	961	961
無形固定資産合計	15,893	6,460
投資その他の資産		
投資有価証券	23	23
長期前払費用	567	522
繰延税金資産	9,049	13,203
その他	33,616	36,479
投資その他の資産合計	43,257	50,229
固定資産合計	139,138	137,579
資産合計	2,348,613	2,813,411

(単位:千円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	10,652	16,542
未払金	68,975	50,633
未払費用	8,983	16,371
未払法人税等	17,820	60,887
前受金	1,368,638	1,636,334
預り金	7,684	6,500
賞与引当金	20,040	22,640
その他	6,301	21,149
流動負債合計	1,509,096	1,831,058
負債合計	1,509,096	1,831,058
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	374,820	374,820
資本剰余金		
資本準備金	259,820	259,820
資本剰余金合計	259,820	259,820
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	204,877	347,712
利益剰余金合計	204,877	347,712
株主資本合計	839,517	982,352
純資産合計	839,517	982,352
負債純資産合計	2,348,613	2,813,411

## 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期会計期間  
(2019年12月31日)

<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	2,842,049
売掛金	282,407
原材料及び貯蔵品	19,424
前渡金	
前払費用	18,387
その他	1,030
貸倒引当金	1,260
流動資産合計	3,162,038
固定資産	
有形固定資産	115,041
無形固定資産	9,107
投資その他の資産	91,579
固定資産合計	215,727
資産合計	3,377,766
<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	25,950
未払法人税等	69,879
前受金	1,954,211
賞与引当金	18,589
その他	110,093
流動負債合計	2,178,724
固定負債	
役員退職慰労引当金	2,285
固定負債合計	2,285
負債合計	2,181,010
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	374,820
資本剰余金	259,820
利益剰余金	562,116
株主資本合計	1,196,756
純資産合計	1,196,756
負債純資産合計	3,377,766

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	861,531	1,149,857
売上原価	282,544	389,181
売上総利益	578,987	760,676
販売費及び一般管理費	1、 2 468,858	1、 2 544,790
営業利益	110,129	215,885
営業外収益		
受取利息	63	75
助成金収入	1,209	329
違約金収入	400	-
雑収入	0	-
営業外収益合計	1,673	405
営業外費用		
為替差損	76	-
租税公課	37	37
違約金	385	-
損害賠償金	100	-
営業外費用合計	598	37
経常利益	111,203	216,252
特別損失		
固定資産除却損	3 0	3 1,284
特別損失合計	0	1,284
税引前当期純利益	111,203	214,968
法人税、住民税及び事業税	42,498	76,287
法人税等調整額	843	4,154
法人税等合計	41,655	72,132
当期純利益	69,548	142,835

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費	1	39,288	13.9	59,384	15.3
労務費		84,575	29.9	103,146	26.5
経費		158,679	56.2	226,650	58.2
売上原価		282,544	100.0	389,181	100.0

(注) 1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
支払技術料	34,758	54,845
外注委託費	26,213	57,729
荷造運送費	27,759	41,478

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際原価による総合原価計算を採用しております。

## 【四半期損益計算書】

## 【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期累計期間 (自2019年4月1日 至2019年12月31日)
売上高	1,270,736
売上原価	404,690
売上総利益	866,045
販売費及び一般管理費	547,044
営業利益	319,001
営業外収益	
受取利息	73
助成金収入	102
営業外収益合計	176
経常利益	319,178
税引前四半期純利益	319,178
法人税、住民税及び事業税	102,974
法人税等調整額	1,800
法人税等合計	104,774
四半期純利益	214,403

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	374,820	259,820	259,820	135,328	135,328	769,968	769,968
当期変動額							
当期純利益				69,548	69,548	69,548	69,548
当期変動額合計				69,548	69,548	69,548	69,548
当期末残高	374,820	259,820	259,820	204,877	204,877	839,517	839,517

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	374,820	259,820	259,820	204,877	204,877	839,517	839,517
当期変動額							
当期純利益				142,835	142,835	142,835	142,835
当期変動額合計				142,835	142,835	142,835	142,835
当期末残高	374,820	259,820	259,820	347,712	347,712	982,352	982,352

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	111,203	214,968
減価償却費	34,594	34,962
貸倒引当金の増減額（ は減少）	576	107
賞与引当金の増減額（ は減少）	1,949	2,599
受取利息及び受取配当金	63	75
固定資産除却損	0	1,284
売上債権の増減額（ は増加）	27,477	103,699
たな卸資産の増減額（ は増加）	876	1,593
仕入債務の増減額（ は減少）	1,482	5,889
未払金の増減額（ は減少）	11,317	15,557
未払費用の増減額（ は減少）	2,226	7,387
未払消費税等の増減額（ は減少）	1,995	14,652
前受金の増減額（ は減少）	177,113	267,696
その他	3,449	2,383
小計	368,454	426,024
利息及び配当金の受取額	63	75
法人税等の支払額	47,944	35,166
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>320,573</b>	<b>390,933</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	600,000	751,000
定期預金の払戻による収入	500,000	600,000
有形固定資産の取得による支出	12,981	29,386
無形固定資産の取得による支出	3,380	309
その他	139	3,667
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>116,500</b>	<b>184,363</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>		
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	204,073	206,570
現金及び現金同等物の期首残高	1,303,254	1,507,327
現金及び現金同等物の期末残高	1,507,327	1,713,897



【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 原材料・貯蔵品

総平均法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(1) 原材料・貯蔵品

総平均法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

下記の表示方法の変更に関する注記は、財務諸表等規則附則第3項の規定及び「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)第7項に定める経過的な取扱いに基づき、2019年3月期における表示方法の変更の注記と同様の内容を記載しております。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

税効果会計基準一部改正を翌事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。財務諸表等規則附則第3項の規定に基づき、この表示方法の変更を反映させるため、当事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、当事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」8,064千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」9,049千円に含めて表示しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」8,064千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」9,049千円に含めて表示しております。

(貸借対照表関係)

## 1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
現金及び預金(注1)	600,000千円	千円

(注1) 親会社(株)トリムメディカルホールディングスの金融機関からの借入金に対して担保提供しております。

(損益計算書関係)

## 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給料及び手当	119,482千円	137,966千円
支払手数料	57,446 "	64,570 "
広告宣伝費	53,254 "	51,095 "
減価償却費	12,602 "	11,162 "
賞与引当金繰入額	11,410 "	12,836 "
貸倒引当金繰入額	795 "	1,033 "

おおよその割合

販売費	56.9%	54.3%
一般管理費	43.1 "	45.7 "

## 2 販売費及び一般管理費及び原価に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売費及び一般管理費	691千円	2,464千円
売上原価	"	"
計	691千円	2,464千円

## 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	千円	1,284千円
工具、器具及び備品	0 "	0 "
計	0千円	1,284千円

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,953			6,953

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	6,953			6,953

## 2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

該当事項はありません。

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

## (キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金	2,107,327千円	2,464,897千円
預入期間が3か月を超える定期預金	600,000 "	751,000 "
現金及び現金同等物	1,507,327千円	1,713,897千円

（金融商品関係）

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金を自己資金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に基づき、リスク低減を図っております。営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び預り金は、すべて1年以内の支払期日であります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について管理本部が顧客ごとに期日管理及び残高管理を行い、状況を随時把握することでリスクの軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

市場リスクの管理

当社は、借入金がないため支払金利の変動リスクはありません。また、運用を行っている金融商品については、固定金利又は変動リスクの僅少なものを選択することによって市場リスクの軽減を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,107,327	2,107,327	
(2) 売掛金	74,914		
貸倒引当金 ( 1 )	1,485		
	73,429	73,453	24
資産計	2,180,756	2,180,780	24
(1) 買掛金	10,652	10,652	
(2) 未払金	68,975	68,975	
(3) 未払費用	8,983	8,983	
(4) 未払法人税等	17,820	17,820	
(5) 預り金	7,684	7,684	
負債計	114,114	114,114	

( 1 ) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 売掛金

短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、当事業年度末から決済日までの期間が1年を超えるものについては、債権額を決済日までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

負 債

## (1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、及び(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,107,327			
売掛金	66,103	8,810		
合計	2,173,430	8,810		

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要資金を自己資金で賄っております。一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておらず、投機的な取引は行わない方針であります。

### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、債権管理規程に基づき、リスク低減を図っております。営業債務である買掛金、未払金、未払費用及び預り金は、すべて1年以内の支払期日であります。これらは資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

#### 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について管理本部が顧客ごとに期日管理及び残高管理を行い、状況を随時把握することでリスクの軽減を図っております。

当期の貸借対照表日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

#### 市場リスクの管理

当社は、借入金がないため支払金利の変動リスクはありません。また、運用を行っている金融商品については、固定金利又は変動リスクの僅少なものを選択することによって市場リスクの軽減を図っております。

#### 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。



## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,464,897	2,464,897	
(2) 売掛金	178,613		
貸倒引当金 ( 1 )	1,378		
	177,235	177,428	193
資産計	2,642,132	2,642,325	193
(1) 買掛金	16,542	16,542	
(2) 未払金	50,633	50,633	
(3) 未払費用	16,371	16,371	
(4) 未払法人税等	60,887	60,887	
(5) 預り金	6,500	6,500	
負債計	150,933	150,933	

( 1 ) 売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 売掛金

短期間（1年以内）で決済されるものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。また、当事業年度末から決済日までの期間が1年を超えるものについては、債権額を決済日までの期間を加味した利率により割り引いた現在価値によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、及び(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,464,897			
売掛金	133,847	44,765		
合計	2,598,744	44,765		

（退職給付関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度(中退共)を採用しております。

2．確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、2,630千円であります。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として中小企業退職金共済制度(中退共)を採用しております。

2．確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社の確定拠出制度への要拠出額は、2,957千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2007年9月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社従業員 13名 当社顧問 2名
株式の種類及び付与数(注)	普通株式 210,000株
付与日	2007年12月1日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役、従業員もしくは顧問の地位を保有していることとする。
対象勤務期間	2007年12月1日～2009年11月30日
権利行使期間	2009年12月1日～2017年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年12月27日付株式分割（普通株式1株につき700株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

決議年月日	2007年9月27日
権利確定前(株)	
前事業年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後(株)	
前事業年度末	60,900
権利確定	
権利行使	
失効	60,900
未行使残	

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2019年12月27日付株式分割（普通株式1株につき700株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

## 単価情報

決議年月日	2007年9月27日
権利行使価格(円)	286
行使時平均株価(円)	
付与日における公正な評価単価(円)	

(注) 2019年12月27日付株式分割(普通株式1株につき700株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

## 5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	千円

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

## (税効果会計関係)

前事業年度(2018年3月31日)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	454千円
賞与引当金	6,136 "
資産除去債務	985 "
未払事業税	1,472 "
繰延税金資産小計	9,049千円
評価性引当額	"
繰延税金資産合計	9,049千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.48%
住民税均等割等	1.72%
その他	1.40%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.46%

当事業年度(2019年3月31日)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	422千円
賞与引当金	6,932 "
資産除去債務	1,231 "
未払事業税	3,575 "
売掛金	1,042 "
繰延税金資産小計	13,203千円
評価性引当額	"
繰延税金資産合計	13,203千円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.94%
住民税均等割等	1.00%
その他	0.01%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.56%

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

当社の事業セグメントは、細胞バンク事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社の事業セグメントは、細胞バンク事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)トリム メディカルホ ールディングス	大阪市 北区	635,439	事業持株 会社	(被所有) 直接83.4 (注4)	業務委託 担保提供 役員の兼任	支払手数料 (注2)	30,000	未払金	32,400
							親会社銀行 借入に対す る担保提供 (注3)	600,000		

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
2. 上記親会社における事務業務の委託に関しては、当該委託業務に係る役務提供の状況を勘案の上で決定しており、上記金額は12カ月合計の取引金額であります。  
3. 上記親会社の銀行借入に対する担保提供は、事業資金のための資金借入に対するものであります。なお、担保料の受取はありません。  
4. (株)トリムメディカルホールディングスは、(株)日本トリムが100%所有している子会社であります。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

(株)日本トリム(東京証券取引所に上場)

(株)トリムメディカルホールディングス(非上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

## 1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

(株)日本トリム(東京証券取引所に上場)

(株)トリムメディカルホールディングス(非上場)

## (2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	172.49円	201.84円
1株当たり当期純利益	14.29円	29.35円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 当社は2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	69,548	142,835
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	69,548	142,835
普通株式の期中平均株式数(株)	4,867,100	4,867,100

## (重要な後発事象)

当社は2019年12月10日開催の取締役会決議に基づき、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の割合の株式分割を行っております。

また、2019年12月26日の臨時株主総会決議に基づき、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

## 1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流通性向上と投資家の皆様の利便性の向上を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用致します。

## 2. 株式分割の概要

## (1) 株式分割の方法

2019年12月26日を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式1株につき700株の割合をもって分割致します。

## (2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	6,953株
今回の分割により増加する株式数	4,860,147株
株式分割後の発行済株式総数	4,867,100株
株式分割後の発行可能株式総数	19,460,000株

## (3) 分割の日程

基準日公告日	2019年12月11日
基準日	2019年12月26日
効力発生日	2019年12月27日

## (4) 1株当たり利益に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映しております。

## 3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株と致しました。

## 4. 定款の一部変更

## (1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第466条及び第309条第2項第11号の規定に基づく株主総会決議により、2019年12月27日をもって当社の定款第6条に定める発行可能株式総数を変更しております。

## (2) 定款変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。（下線部分に変更部分を示しております）

変更前	変更後
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,200株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,460,000株</u> とする。

## (3) 定款変更の日程

効力発生日 : 2019年12月27日

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	21,909千円

(株主資本等関係)

当第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第3四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

当社の事業セグメントは、細胞バンク事業のみの単一セグメントであり重要性が乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純利益	44.05円
(算定上の基礎)	
四半期純利益(千円)	214,403
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式に係る四半期純利益(千円)	214,403
普通株式の期中平均株式数(株)	4,867,100

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は、2019年12月27日付で普通株式1株につき普通株式700株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】(2019年3月31日現在)

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	92,332	5,963	2,363	95,932	69,314	3,786	26,617
工具、器具及び備品	221,954	20,893	617	242,230	187,958	20,937	54,271
有形固定資産計	314,286	26,857	2,981	338,162	257,273	24,724	80,889
無形固定資産							
ソフトウェア	115,287			115,287	109,789	9,433	5,498
その他	961			961			961
無形固定資産計	116,249			116,249	109,789	9,433	6,460
長期前払費用	567		45	522			522

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社	レイアウト変更	5,673千円
工具、器具及び備品	細胞保管センター	検体保管容器等	18,830千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	本社	レイアウト変更に伴う除却	2,363千円
----	----	--------------	---------

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,485	2,333	1,140	1,300	1,378
賞与引当金	20,040	22,640	20,040		22,640

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】(2019年3月31日現在)

## 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	112
預金	
普通預金	1,713,785
定期預金	751,000
計	2,464,785
合計	2,464,897

## 売掛金

## a. 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
個人	178,613
合計	178,613

(注) 相手先は多数の個人であり、個々の金額は僅少であるため、その具体名の記載を省略しています。

## b. 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
74,914	1,241,846	1,138,147	178,613	86.4	37.3

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

## 原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
原材料	
主要材料	7,236
補助材料	2,917
計	10,153
貯蔵品	
販促物	2,681
その他	237
計	2,918
合計	13,072

## 買掛金

相手先	金額(千円)
岩井化学薬品(株)	6,281
(株)ビー・エム・エル	4,379
(株)東明サイエンス	1,971
佐川グローバルロジスティクス(株)	1,176
その他	2,734
合計	16,542

## 前受金

相手先	金額(千円)
個人	1,636,334
合計	1,636,334

(注)相手先は多数の個人であり、個々の金額は僅少であるため、その具体名の記載を省略しています。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	東京証券代行株式会社 各取次所
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	
買取手数料	無料(注)2
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.stemcell.co.jp/">https://www.stemcell.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社株式は、東京証券取引所マザーズへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。

2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所マザーズに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。

3. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社でないため金融商品取引法第24条の7第1項の適用がありません。

### 2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。



### 第三部 【特別情報】

#### 第1 【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は連動子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

## 第四部 【株式公開情報】

## 第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2017年9月29日	佐藤 英明	東京都新宿区	従業員	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	30	2,400,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	若松 茂美	東京都中野区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	50	4,000,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	斉藤 美穂	東京都大田区	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)6	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	129	10,320,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	逸見 一郎	神奈川県川崎市高津区	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)6	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	89	7,120,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	森 敏子	福岡県久留米市	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)6	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	71	5,680,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	森 崇徳	福岡県久留米市	特別利害関係者等(大株主上位10名)(注)6	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	71	5,680,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	増井 高一	大阪府大阪市福島区	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	70	5,600,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	斉藤 佳代子	東京都大田区	元役員の配偶者	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	45	3,600,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	細水 總夫	奈良県奈良市	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	30	2,400,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	山口 輪作	東京都渋谷区	元役員	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	30	2,400,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	滝本 正利	大阪府吹田市	元従業員	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	20	1,600,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	西垣 良一	兵庫県城崎郡香住町	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	19	1,520,000(80,000)(注)4	売却の申し出を受けたため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年3月28日	横山 和正	大阪府豊中市	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	18	1,440,000(80,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	千田 浩之	東京都文京区	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	18	1,440,000(80,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	森勢 健太郎	大阪府枚方市	従業員	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	15	1,200,000(80,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	目黒 美恵子	神奈川県横浜市磯子区	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	9	720,000(80,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	森勢 裕	大阪府枚方市	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	9	720,000(80,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	齋藤 實	東京都狛江市	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	5	400,000(80,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	佐伯 悦雄	山口県宇部市	元取引先	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	5	400,000(80,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	伊藤 富士男	東京都葛飾区	元取引先	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	3	240,000(80,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	石橋 栄作	大阪府豊中市	元取引先	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	3	240,000(80,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年3月28日	荒井 和彦	埼玉県さいたま市桜区	元取引先	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	2	160,000(80,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年12月4日	山本 邦松	東京都文京区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1-8-34	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	100	12,000,000(120,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年12月4日	塚本 清士郎	東京都杉並区	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)6	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	156	18,720,000(120,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年12月4日	若松 茂美	東京都中野区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	50	6,000,000(120,000) (注)4	売却の申し出を受けたため

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年12月4日	志村 洪三	東京都町田市	特別利害関係者等(大株主上位10名) (注)6	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	20	2,400,000 (120,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年12月4日	西原 達郎	神奈川県横浜市港北区	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	17	2,040,000 (120,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年12月4日	田原 博	東京都世田谷区	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	23	2,760,000 (120,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年12月11日	柴 孝也	東京都港区	役員	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	27	3,240,000 (120,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年12月11日	島 伸彦	大阪府高槻市	元役員の知人	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	20	2,400,000 (120,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年12月11日	大野 慈子	神奈川県相模原市南区	元従業員の配偶者	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	10	1,200,000 (120,000) (注)4	売却の申し出を受けたため
2018年12月11日	渡部 浩市	山形県東置賜郡高畠町	元取引先	㈱トリムメディカルホールディングス代表取締役 田原周夫	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	特別利害関係者等(大株主上位10名、資本的関係会社)	3	360,000 (120,000) (注)4	売却の申し出を受けたため

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2017年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」に記載するものとするとしております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとしております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとしております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとしております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者...役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
  - (2) 当社の大株主上位10名
  - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
  - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、DCF法を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 2019年12月10日開催の取締役会決議により、2019年12月27日付で普通株式1株につき700株の株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
6. 当該移動により本書提出日において特別利害関係者等（大株主上位10名）から外れております。

## 第2 【第三者割当等の概況】

### 1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

### 2 【取得者の概況】

該当事項はありません。

### 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

## 第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式 を除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
(株)トリムメディカルホールディングス 1、2	大阪府大阪市北区大淀中1丁目8番34号	4,356,100	89.50
山本 邦松 1	東京都文京区	86,100	1.77
名古屋中小企業投資育成(株) 1	愛知県名古屋市中村区名駅南1丁目16-30	84,000	1.73
森 雅徳 1	福岡県久留米市	62,300	1.28
若松 茂美 1	東京都中野区	51,800	1.06
SINO CELL TECHNOLOGIES, INC. 1	台北市中正區南昌路一段110號4樓	35,000	0.72
友清 彰 1	神奈川県横浜市磯子区	25,200	0.52
浅井 芳明 1	東京都調布市	24,500	0.50
野上 大介 1	神奈川県川崎市宮前区	14,000	0.29
森崎 弘司 1	大阪府大阪市東淀川区	14,000	0.29
浦野 晃義 1	東京都目黒区	14,000	0.29
桑原 淑子	神奈川県藤沢市	12,600	0.26
鈴木 一哉	東京都世田谷区	12,600	0.26
深田 良治	東京都世田谷区	12,600	0.26
志村 洪三	東京都町田市	11,200	0.23
久原 伊知郎	福岡県福岡市中央区	10,500	0.22
山田 一功	山梨県甲斐市	7,700	0.16
西原 達郎	神奈川県横浜市港北区	7,000	0.14
藤井 良造	兵庫県姫路市	7,000	0.14
久保 さやか	神奈川県横浜市青葉区	3,500	0.07
瀬川 裕史	埼玉県南埼玉郡白岡町	3,500	0.07
松峯 寿美	東京都江東区	3,500	0.07
菅原 新博	埼玉県越谷市	3,500	0.07
岸 宏史	山梨県甲府市	2,100	0.04
土山 覚史 3	東京都府中市	1,400	0.03
森 一正	徳島県徳島市	1,400	0.03
計		4,867,100	100.00

- (注) 1. 「氏名又は名称」欄の 番号は、次のとおり株主の属性を示します。
- 1 特別利害関係者等（大株主上位10名） 2 特別利害関係者等（当社親会社） 3 当社従業員
2. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月25日

株式会社ステムセル研究所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河 野 匡 伸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ステムセル研究所の2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ステムセル研究所の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。



## 独立監査人の監査報告書

2020年2月25日

株式会社ステムセル研究所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河 野 匡 伸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ステムセル研究所の2017年4月1日から2018年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ステムセル研究所の2018年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月25日

株式会社ステムセル研究所  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 西 田 順 一

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 河 野 匡 伸

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ステムセル研究所の2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の第3四半期会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ステムセル研究所の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。